小坪漁港機能増進基本計画

（案）

2025 年（令和 7 年）5 月

逗子市

目　次

1.　はじめに 1
1-1.　漁港機能増進基本計画策定の目的 1
1-2.　小坪漁港の概要 1
1-3.　計画の対象区域 2
2.　計画対象区域の現況等 3
2-1.　小坪漁港の概況 3
2-2.　地理的条件 8
2-3.　法的条件 13
2-4.　周辺基盤条件 20
2-5.　漁業者の現状と事業意向（漁業者ヒアリング） 23
2-6.　民間事業者の参入意向（事業者サウンディング） 24
3.　計画検討にあたっての課題と条件 25
3-1.　計画検討にあたっての課題 25
3-2.　計画検討にあたっての留意点・条件 26
4.　海洋観光・海洋レジャー拠点形成のビジョン 28
5.　漁港機能増進計画（漁港ストック利用適正化のための空間整備計画） 29
5-1.　小坪漁港活性化の考え方 29
5-2.　空間整備の方向性 30
5-3.　小坪漁港の空間整備の将来像（ゾーニング） 31
5-4.　空間整備計画 32
6.　漁港ストックを活用した漁業活性化の取組計画 39
6-1.　漁業体験・環境学習事業 40
6-2.　漁師タクシー（海上タクシー）事業 43
6-3.　販売支援事業 47
6-4.　釣り場管理事業 50
6-5.　漁港活性化の取組による効果（抜粋再掲） 54
7.　機能増進に向けた空間整備のスケジュール 55
8.　事業手法・収支計画 56
8-1.　事業手法 56
8-2.　民間事業者による賑わい創出施設整備 60
8-3.　施設の管理運営方法 61
9.　策定経過 62

1. はじめに

1-1. 漁港機能増進基本計画策定の目的

小坪漁港機能増進基本計画（以下「本計画」という。）は、漁港ストックの利用適正化により、漁港機能を増進して漁業振興を図るとともに、漁業と観光の組み合わせによる賑わいづくりにより、小坪漁港の活性化の実現を目的として策定するものです。

1-2. 小坪漁港の概要

漁港管理者	逗子市	漁港の種類	第１種漁港[1]
漁港位置図			
属地陸揚量	81 トン(2023 年度(令和５年度))	属地陸揚金額	１億 200 万円(2023 年度(令和５年度))
属人漁獲量	75 トン(2023 年度(令和５年度))		
漁船数	登録漁船数：55 隻(2023 年度(令和５年度)) 利用漁船数：66 隻(2023 年度(令和５年度))		
主な漁業種類	採藻、ワカメ類養殖、引き寄せ網、刺網　等		
主な魚種	ワカメ、シラス、サザエ　等		
備考	・漁港整備は、民間企業が昭和 40 年代に行った公有水面埋立に伴う漁場補償として防波堤、護岸などを造り寄贈したことに始まり、その後船揚場が造成され、現在の姿となった。そのため、漁港区域内に複数のマリーナを擁している。 ・漁業者の高齢化や、海洋環境の変化によるとみられる漁獲量減少の問題が深刻化している。 ・漁港施設の老朽化が進んでおり、地震や津波等により漁港機能が低下すると、水産物が安定的に供給できなくなり、地場産業が衰退することが懸念される。そのため、逗子市国土強靭化地域計画（令和５年３月策定）では、漁港の新たな活用及び活性化に向けて、老朽化対策を加味した漁港整備に取り組むこととしている。		

[1] 漁港の種類は、漁船の利用範囲によって漁港漁場整備法 第５条第１９条の３に基づき、次のように分類されます。
・第１種漁港　：　その利用範囲が地元の漁業を主とするもの。
・第２種漁港　：　その利用範囲が第１種漁港より広く、第３種漁港に属しないもの。
・第３種漁港　：　その利用範囲が全国的なもの。
・第４種漁港　：　離島その他辺地にあって漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの。
・特定第３種漁港　：　第３種漁港のうち水産業の振興上特に重要な漁港で政令で定めるもの。

1-3.　計画の対象区域

(1) 計画の対象区域

本計画の対象区域は、以下の範囲とします。

図 1-1　本計画の対象区域

出所）逗子市資料より作成

(2) 検討にあたってのエリア区分

前提条件の整理や計画内容の検討にあたり、計画区域内を、便宜的に以下の３つのエリアに区分します。

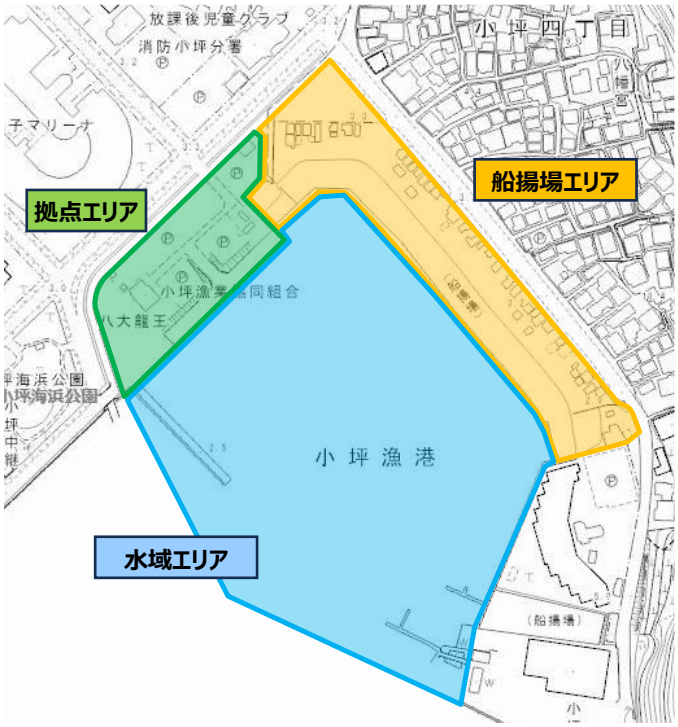

図 1-2　計画にあたっての検討区分

出所）逗子市資料より作成

2. 計画対象区域の現況等

2-1. 小坪漁港の概況

(1) 沿革等

小坪漁港の歴史は古く、鎌倉時代より存在している本市唯一の漁港です。1952 年（昭和 27 年）1 月に第 1 種漁港と指定され、1955 年（昭和 30 年）8 月 19 日漁港管理者として逗子市が指定されました。

その後、民間企業が昭和 40 年代に行った公有水面埋立に伴う漁場補償として防波堤、護岸などを造り寄贈したことに始まり、その後船揚場が造成され、現在の姿となっています。

港付近には丘に面して閑静な住宅街が並び、大都市近郊にありながら稀有な漁村景観を有しています。

毎年 11 月 23 日に行われている新嘗（にいなめ）祭には、小坪で採取される海松（ミル）が献上されています。また、毎年 1 月 2 日に小坪漁港の全ての船から祝いみかんを投げる「みかん投げ」を行っており、一年の豊漁と海上での安全を願う行事となっています。その祝いみかんを食べると厄除けになると言われています。

図 2-1 かつての小坪海浜地区

図 2-2 みかん投げ

出所）逗子市資料

図 2-3 小坪漁港周辺の空中写真

出所）国土地理院空中写真に一部加工

(2) 漁港周辺の概況

小坪漁港は、逗子市小坪４丁目、５丁目地先にあり、両町丁目併せた人口(令和２年国勢調査)は約 1,300 人、世帯数は約 700 世帯となっています。

小坪漁港周辺には飲食店、宿泊施設等が点在していますが、食料品・日用品等を販売する店舗はほとんど無く、移動スーパーが週二回程度回っています。

人口

町丁目	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2016年～2025年増減率
小坪1丁目	2,713	2,703	2,690	2,640	2,597	2,590	2,586	2,571	2,562	2,551	-6.0%
小坪2丁目	1,242	1,214	1,197	1,165	1,198	1,190	1,191	1,177	1,154	1,141	-8.1%
小坪3丁目	764	785	756	742	755	745	725	708	697	676	-11.5%
小坪4丁目	589	578	553	553	536	577	560	555	541	534	-9.3%
小坪5丁目	786	789	778	775	740	737	738	742	750	733	-6.7%
小坪6丁目	890	903	904	855	893	841	842	844	838	824	-7.4%
小坪7丁目	1,112	1,108	1,094	1,115	1,124	1,107	1,085	1,088	1,062	1,050	-5.6%

世帯数

町丁目	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2016年～2025年増減率
小坪1丁目	1,121	1,126	1,126	1,115	1,121	1,102	1,105	1,107	1,092	1,098	-2.1%
小坪2丁目	496	495	492	488	510	493	500	498	489	487	-1.8%
小坪3丁目	379	389	386	389	391	379	371	366	368	359	-5.3%
小坪4丁目	275	271	264	264	259	274	265	263	260	261	-5.1%
小坪5丁目	408	412	406	408	399	401	405	405	410	401	-1.7%
小坪6丁目	377	391	394	380	393	385	392	390	398	389	3.2%
小坪7丁目	462	463	459	473	478	469	469	466	459	458	-0.9%

図 2-4 小坪地区周辺の町丁目と人口・世帯数

出所）逗子市「町丁字別人口、世帯数調」より作成

図 2-5 計画対象区域周辺の商業・宿泊・飲食サービス施設

出所）各種公表資料より作成

(3) 漁港港勢

小坪漁港の属地陸揚量、属地陸揚金額は 1989 年をピークに減少傾向であり、2023 年（令和 5 年）の属地陸揚量は 81.3 トン、属地陸揚金額は 1 億 200 万円となっています。

なお、組合員数、経営体数は、2010 年代後半以降、横這い傾向となっています。

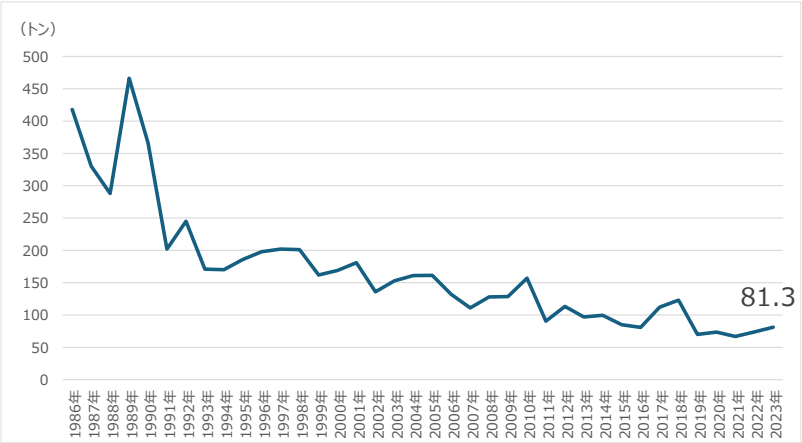

図 2-6 小坪漁港の属地陸揚量の推移

出所）逗子市「小坪漁港港勢調査集計」より作成

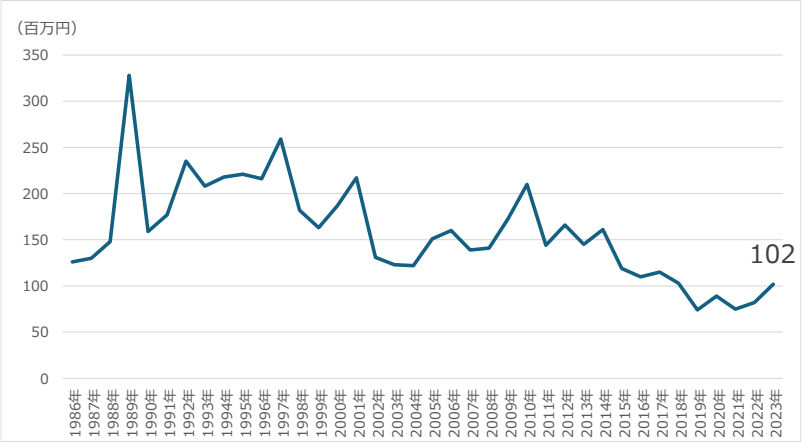

図 2-7 小坪漁港の属地陸揚量の推移

出所）逗子市「小坪漁港港勢調査集計」より作成

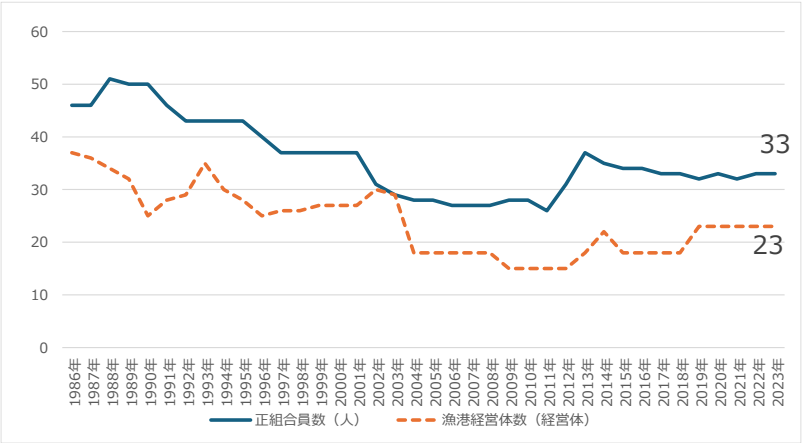

図 2-8 小坪漁港の漁業協同組合正制組合員、漁港経営体数の推移

出所）逗子市「小坪漁港港勢調査集計」より作成

(4) 地域経済と水産業

1） 逗子市の経済と産業としての水産業

2020 年（令和２年）の地域経済循環分析データによると、逗子市の GRP（域内総生産額＝粗付加価値額）は 1,325 億円で、このうち水産業のシェアは約 0.1%、粗付加価値額は約 9,800 万円となっています。

2） 逗子市の「稼ぐ力」と 1 人当たり所得

逗子市全体の労働生産性は 924 万円/人で、全国平均をやや下回る程度で全国市町村中の順位も 354 位であるのに対し、1 人当たり地域住民所得は約 370 万円で、全国平均を大きく下回っています。

地域住民所得の内訳を見ると、1 人当たり雇用者所得は全国平均を大きく上回っているのに対し、1 人当たりのその他所得が全国平均を大きく下回っていることから、雇用者自体は高い所得を得ている一方で、専業主婦など、非就業者の割合が高いことがうかがえます。

3） 逗子市の地域経済循環構造の特徴

所得循環構造を見ると、通勤等による域外からの所得の流入、支出面での域外への所得の流出（経常収支がマイナス）がいずれも GRP の 5 割近くとなっていることに特徴があります。

なお、経常収支がマイナスであることについて、移輸出入収支額の内訳を見ると、水産業は、わずかではあるものの移輸出入収支額がプラスであり、域外への支払額（購入額）よりも、域外からの受取額（販売額）の方が多い、域外から所得を獲得できる強みのある産業であるといえます。他方、特に食料品製造業や卸売業は域外からの調達が多い産業となっています。

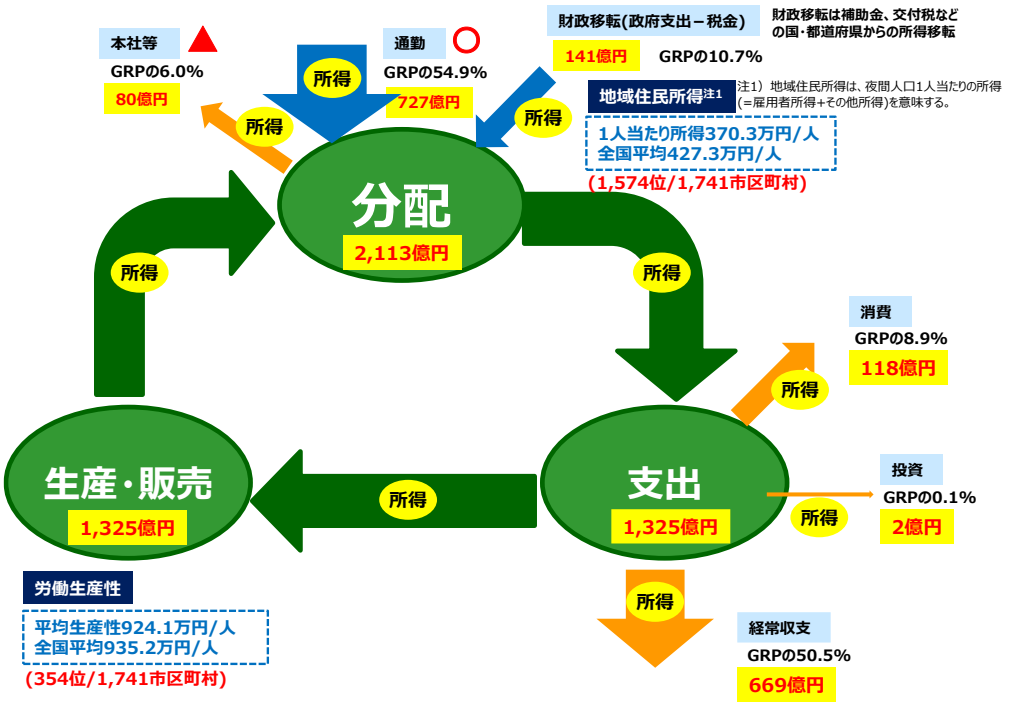

図 2-9 逗子市の所得循環構造（2020 年（令和２年））

出所）地域経済循環分析データより作成（地域経済循環分析ツール）

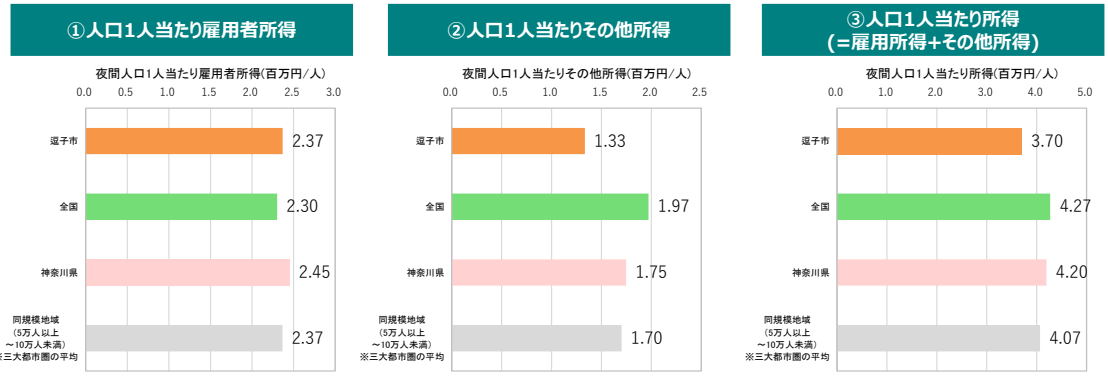

図 2-10 地域住民１人当たり所得の内訳（2020 年（令和２年））

出所）地域経済循環分析データより作成（地域経済循環分析ツール）

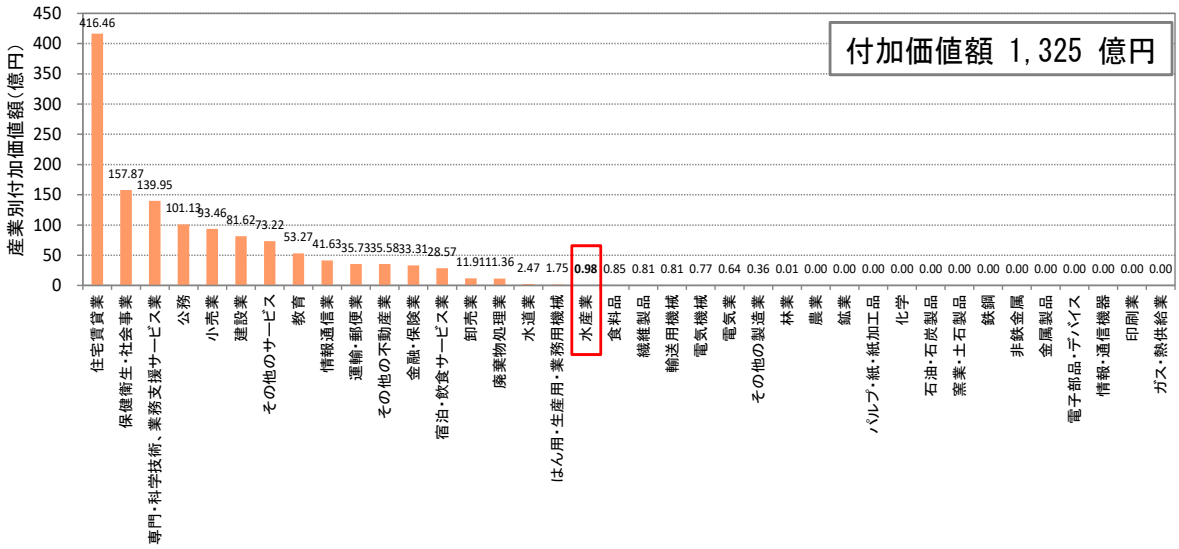

図 2-11 逗子市の産業別付加価値額（2020 年（令和２年））

出所）地域経済循環分析データより作成（地域経済循環分析ツール）

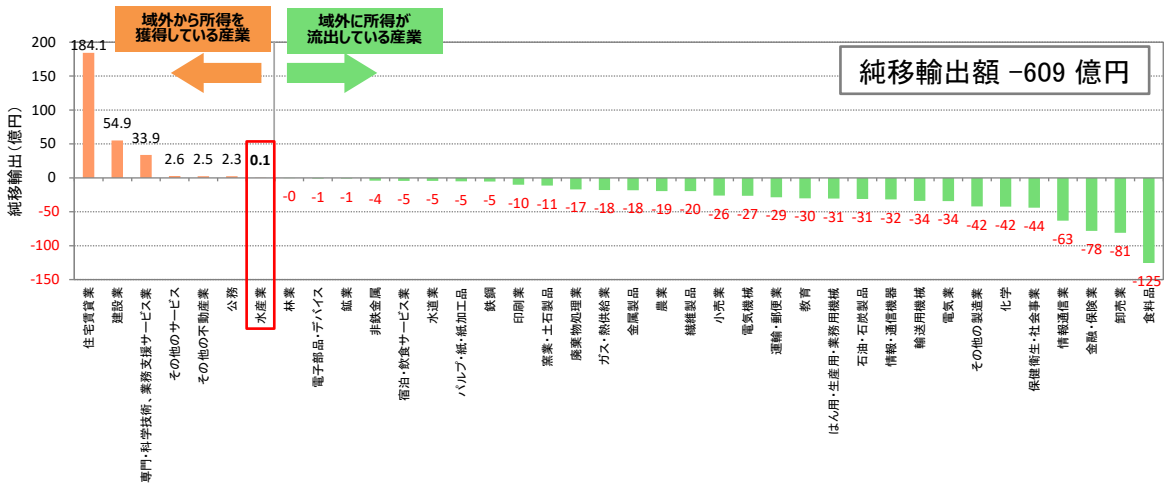

図 2-12 逗子市の産業別移輸出入収支額（2020 年（令和２年））

出所）地域経済循環分析データより作成（地域経済循環分析ツール）

2-2.　地理的条件

(1) 土地利用・権利関係の状況

1）　拠点エリア

拠点エリアには、漁港施設である物揚場、物揚場への車路、逗子市漁業振興センター（以下「センター施設」という。）、駐車場、公衆トイレ、神社（八大龍王社）があります。

センター施設南側は空地となっており、公共工事用の資材置場や地域のイベントの会場として利用されることがあります。

物揚場は、漁船からの陸揚げのほか、遊漁船や漁師タクシーの乗船場としても利用されています。物揚場の北側には養殖作業場があり、合同会社こつぼにより、養殖の実証等が行われています。

センター施設は、小坪漁業協同組合(以下「組合」という。)の組合員の組織的活動を促進し、漁業の育成発展を図るための事業を行う施設として利用されています。

駐車場は、近隣住民が利用する駐車場（月極駐車場：58 台）と、遊漁船利用客用駐車場（約 40 台）として利用されています。近隣住民が利用する駐車場は全て契約済（満車）で、遊漁船利用客用駐車場も、ピーク時は多くの利用があります。

なお、拠点エリアは、全て市有地となっており、駐車場は逗子市普通財産、それ以外の部分は逗子市行政財産となっています。

図 2-13　拠点エリアの敷地状況

出所）：逗子市資料より作成

2） 船揚場エリア

船揚場エリアは、ほとんどの部分が、漁港施設である船揚場となっているほか、小坪漁港入口交差点付近の土地は、「天王浜」と呼ばれ、小坪地区自治会の祭礼等に利用されています。

船揚場エリアのうち水域側は、船揚場としてのほか、水揚品の処理や干場としても利用されています。また、陸域側は、道路沿いに漁師の作業場、倉庫（以下「漁師小屋」という。）が立ち並んでいます。これら漁師小屋は仮設建築物の扱いであり、公共財産である船揚場の占用許可により、漁業者が利用しています。

船揚場エリアは、市有地と国有地（国有海浜地）が含まれ、一部境界未確定部分があります。

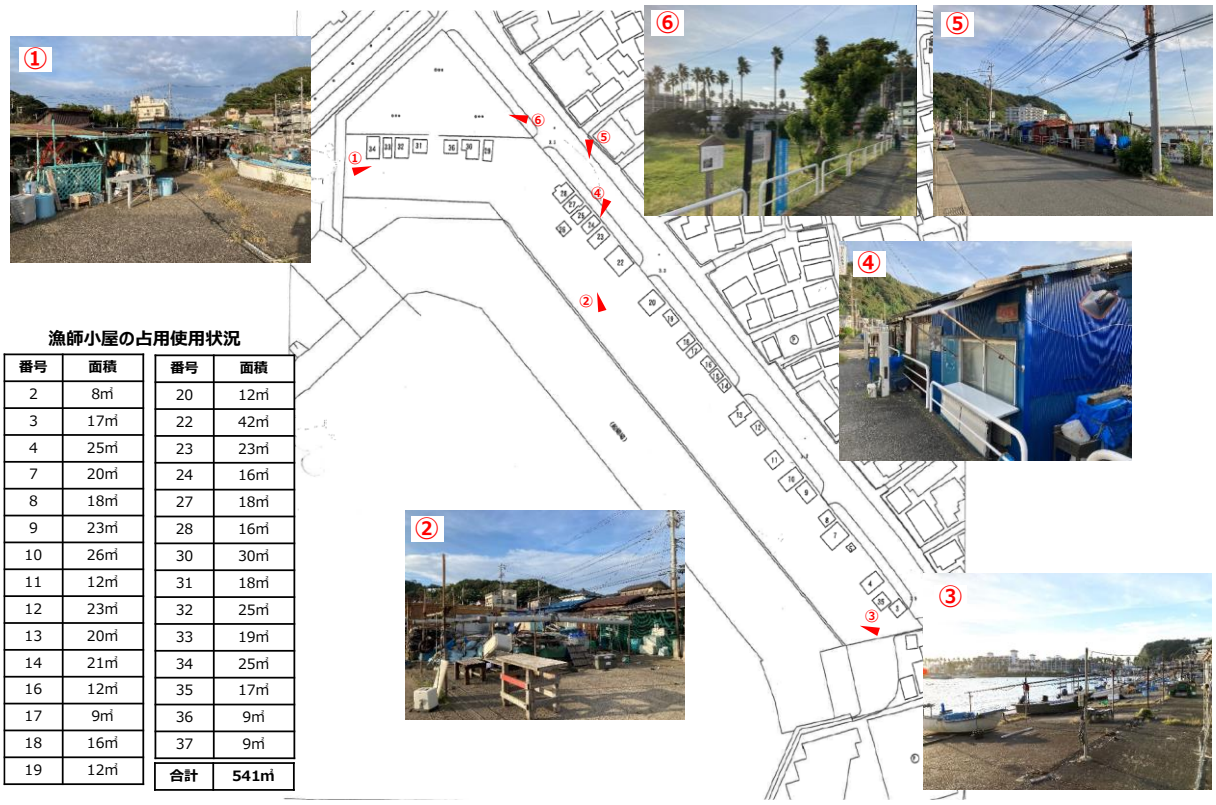

漁師小屋の占用使用状況

番号	面積	番号	面積
2	8㎡	20	12㎡
3	17㎡	22	42㎡
4	25㎡	23	23㎡
7	20㎡	24	16㎡
8	18㎡	27	18㎡
9	23㎡	28	16㎡
10	26㎡	30	30㎡
11	12㎡	31	18㎡
12	23㎡	32	25㎡
13	20㎡	33	19㎡
14	21㎡	34	25㎡
16	12㎡	35	17㎡
17	9㎡	36	9㎡
18	16㎡	37	9㎡
19	12㎡	合計	541㎡

図 2-14 船揚場エリアの土地利用状況、占用使用状況

出所）逗子市資料より作成

3） 水域エリア

水域エリアは、漁港内の泊地であり、漁船、遊漁船、渡し船等の利用のほか、小坪マリーナのプレジャーボート等の利用があります。

北防波堤付近には遊漁船、南防波堤付近には中型漁船が係留されています。

東側の一部は水深が浅くなっており、船舶の通行は不可となっています。

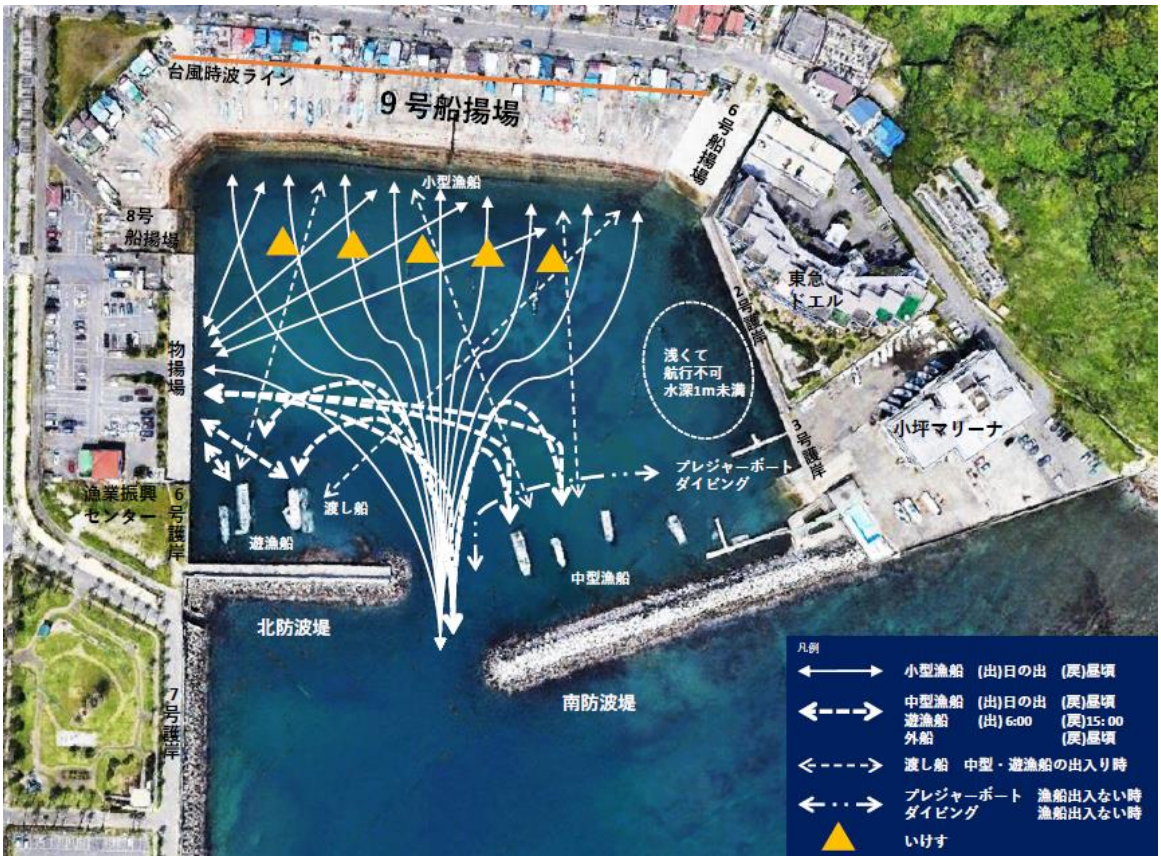

図 2-15 水域エリアの利用状況

出所）逗子市資料

(2) 周辺公共交通

小坪漁港周辺には、京浜急行バスの「小坪」及び「小坪海岸」のバス停留所があります。

両停留所とも、鎌倉駅東口～逗子駅、逗子・葉山駅間の路線バス（鎌 40、41 系統）が通じており、日中は概ね 20 分間隔で運行しています。

逗子駅、鎌倉駅からはいずれも 10～15 分程度の所要時間となっています。

なお、同系統は、上りと下りでルートが異なっており、「小坪海岸」及び「リビエラ逗子マリーナ前」の停留所は、鎌倉駅方面行きのみの乗降となります。

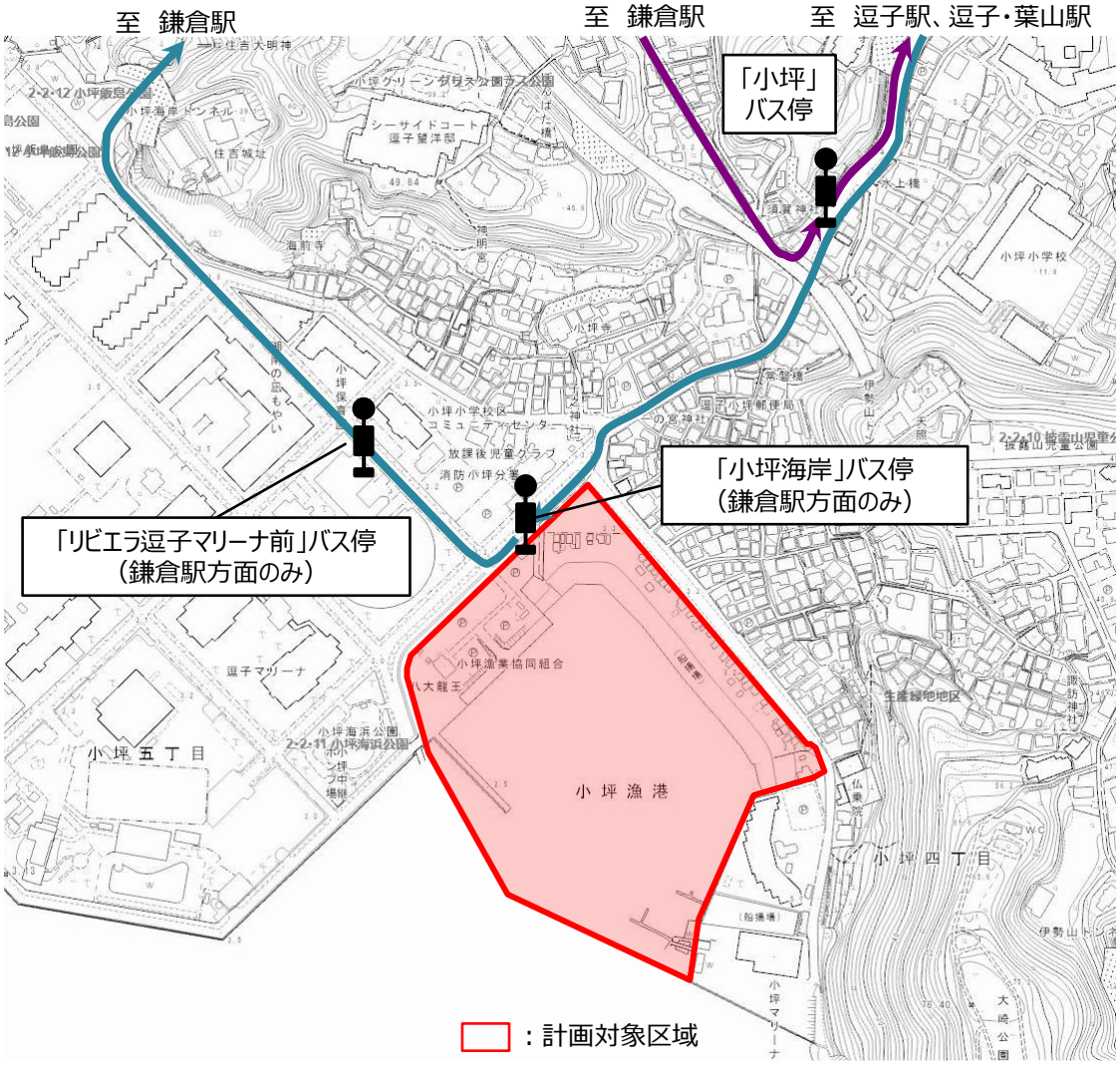

図 2-16 計画対象区域周辺のバスルート図

出所）京浜急行バス WEB サイト等より作成

(3) 災害等の想定

1） 高潮による想定浸水深

逗子市ハザードマップによると、計画対象区域の一部は、高潮時に3.0m未満の浸水の可能性があるとされています。また、家屋倒壊等氾濫想定区域（越波）となっています。

：計画対象区域

図 2-17 計画対象区域周辺の高潮時浸水深

出所）逗子市ハザードマップに一部加工

2） 津波による想定浸水深

逗子市ハザードマップによると、計画対象区域の一部は、津波発生時に 10m 以上の浸水の可能性があるとされています。また、船揚場エリアは、津波注意となっています。

：計画対象区域

図 2-18 計画対象区域周辺の津波による想定浸水深

出所）逗子市ハザードマップに一部加工

2-3.　法的条件

(1) 漁港及び漁場の整備等に関する法律、海岸法

1）漁港区域及び海岸保全区域

計画対象区域は、漁港及び漁場の整備等に関する法律（以下「漁港漁場整備法」という。）に基づく漁港区域、海岸法に基づく海岸保全区域に指定されています。

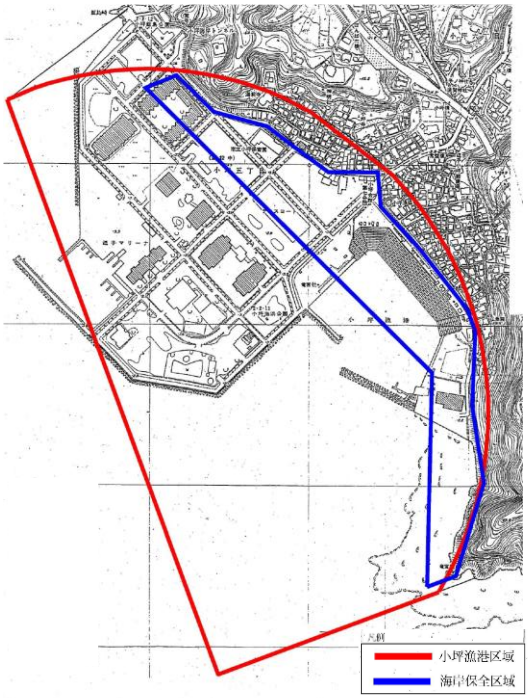

図 2-19 小坪漁港区域・海岸保全区域

出所）逗子市資料より作成

漁港区域・海岸保全区域では、土地の掘削や工作物の建設に伴う工事等を行う場合、次の規制があります。

表 2-1 漁港区域・海岸保全区域における主な規制

区域名	対象区域	内容	根拠法
漁港区域	区域内土地全域	土地の決壊、土砂、汚水の流出等漁港に危害を及ぼすおそれがある場合、逗子市は防止のための必要な措置を命じることができる。	漁港漁場整備法第 39 条の 2 第 2 項
	水域・公共空地	工作物の建設、改良、土砂の採取、土地の掘削、盛土、汚水放流、汚物の放棄、占用等について逗子市の許可が必要。	漁港漁場整備法第 39 条 第 1 項
			逗子市小坪漁港管理規則 第 13 条
海岸保全区域	区域内全域	土砂採取、民有地における施設の新築、改築、土地の掘削、盛土、切土等を行う場合、逗子市の許可が必要	海岸法第 8 条 第 1 項～第 3 項

出所）漁港漁場整備法、海岸法、逗子市小坪漁港管理規則

2） 漁港施設

計画対象区域内には、漁港漁場整備法に基づく漁港施設として、防波堤、護岸、物揚場、船揚場が指定されています。

隣接するマンションが所有・管理する 2 号護岸を除き、計画対象区域内の漁港施設は逗子市の所有・管理となっています。

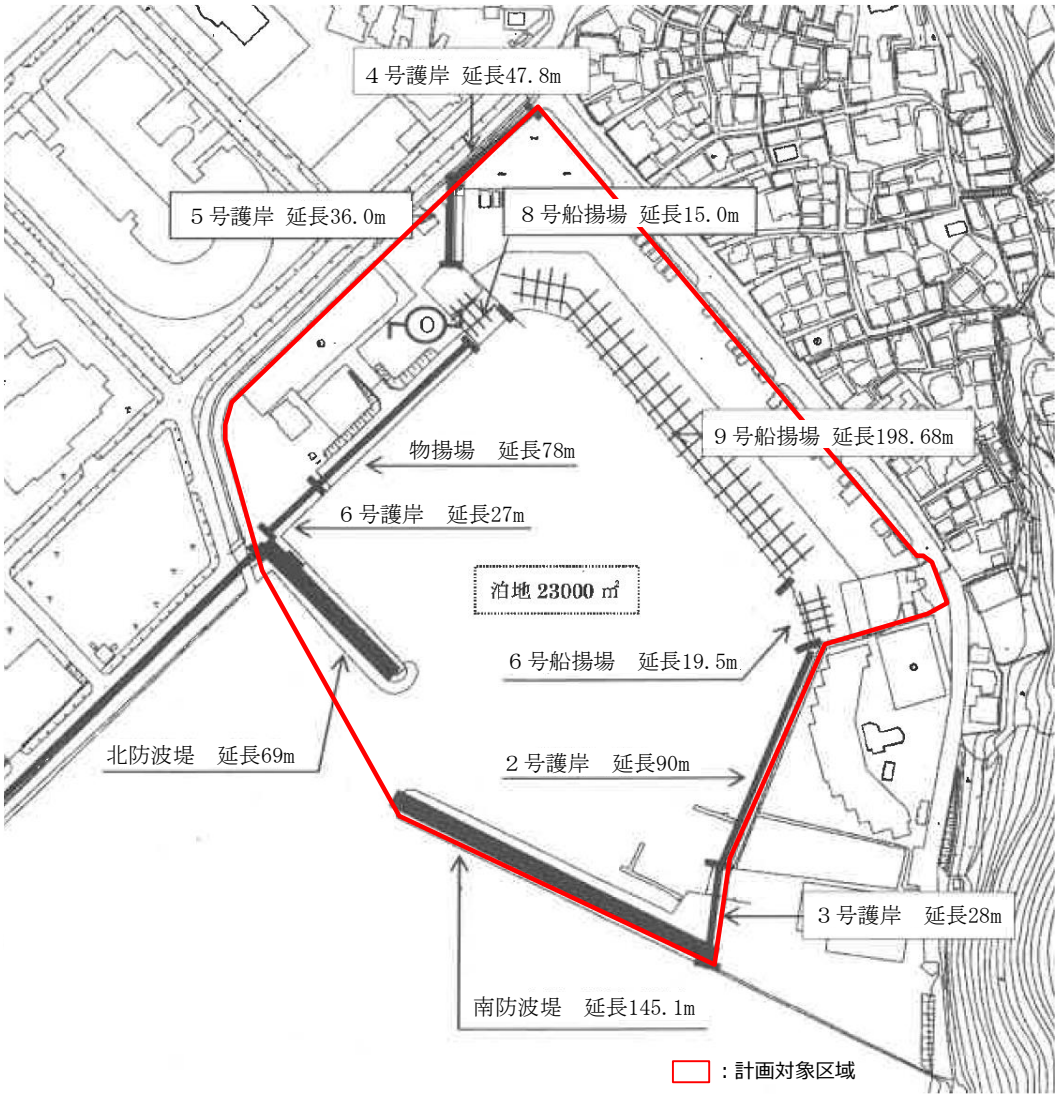

図 2-20 計画対象区域内の漁港施設

出所）逗子市資料に一部加工

(2) 都市計画法・建築基準法

1） 区域区分、用途地域

計画対象区域の陸域のうち、拠点エリアは市街化区域、船揚場エリアは市街化調整区域となっています。

拠点エリア（市街化区域）の用途地域は第二種住居地域が指定されています。第二種住居地域は、主に住居の環境を守るための地域で、住宅のほか、店舗、事務所、ホテルなどの建築が可能です。

なお、拠点エリアの建ぺい率は 60%、容積率は 200%、道路斜線制限は 1.25 倍となっています。

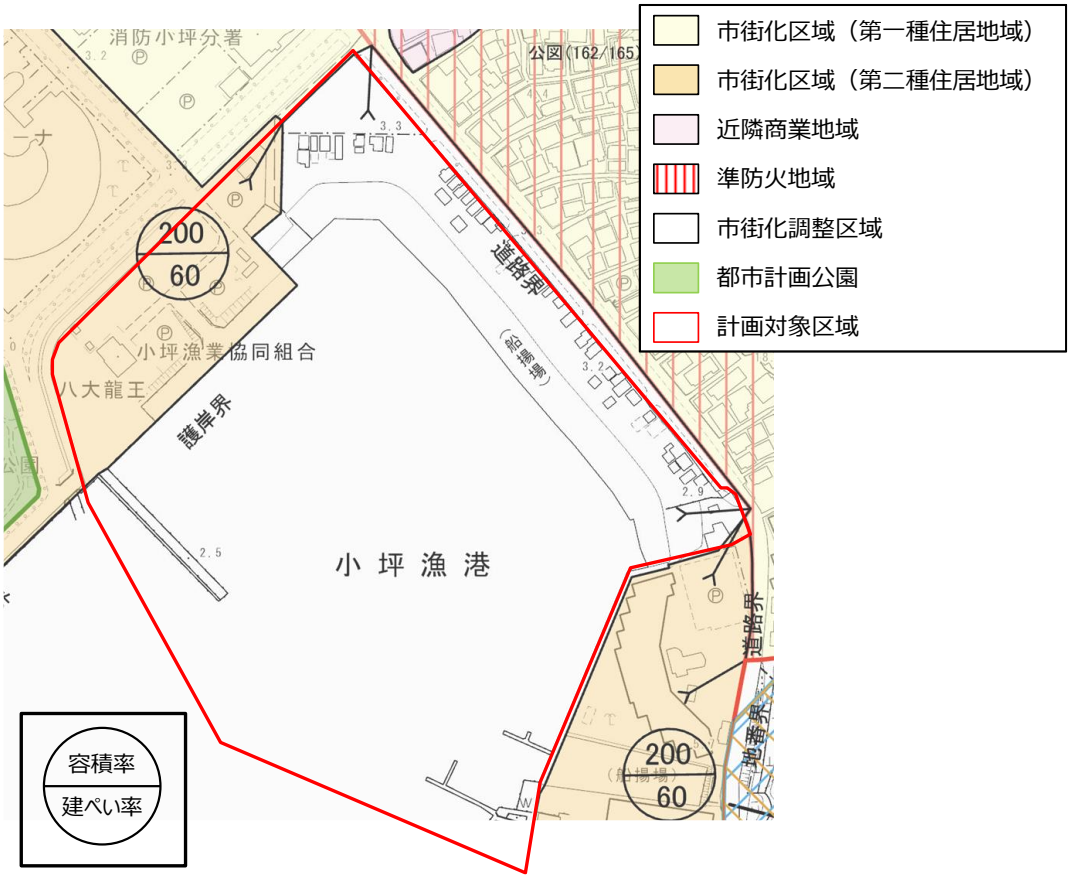

図 2-21 計画対象区域周辺の区域区分

出所）逗子市「都市計画関連マップ」に一部加工

表 2-2 計画対象区域における主な建築制限

項目	内容	計画対象区域における制限
建ぺい率	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合のこと。 建ぺい率（%）＝建築面積／敷地面積×100	建ぺい率の上限：60% （例えば敷地面積が 100 ㎡の場合、建築面積は 60 ㎡が上限となる）
容積率	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合のこと。 建ぺい率（%）＝建築面積／敷地面積×100	容積率の上限：200% （例えば、敷地面積が 100 ㎡の場合、延床面積は 200 ㎡が上限となる）
道路斜線制限	道路という公共の場を建築物の壁で閉鎖的な空間としないよう、高さを制限することで「日照・通風・採光」の条件を整えるための基準。	道路の反対側境界線から 20m までの部分において、1.25 倍 （例えば、市道幅員が 4m の場合、高さ 7m の建築物は、道路境界から 1.6m 以上の後退が必要）

表 2-3 用途地域による建築制限の概要（建築基準法第 48 条）

用途地域内の建築物の用途制限
□ 建てられる用途
▨ 建てられない用途
①. ②. ③. ④. ▲. △ 面積、階数等の制限あり

		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▨	
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▨	非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が 150 ㎡以下のもの	▨	①	②	③	○	○	○	①	○	○	○	○	④	①日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等サービス業用店舗のみ。2階以下 ②①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業等のサービス業用店舗のみ。2階以下 ③2階以下 ④物品販売店舗、飲食店を除く。 ⑤農産物直売所、農家レストラン等のみ。2階以下
	店舗等の床面積が 150 ㎡を超え、500 ㎡以下のもの	▨	▨	②	③	○	○	○	⑤	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が 500 ㎡を超え、1,500 ㎡以下のもの	▨	▨	▨	③	○	○	○	▨	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が 1,500 ㎡を超え、3,000 ㎡以下のもの	▨	▨	▨	▨	○	○	○	▨	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が 3,000 ㎡を超え、10,000 ㎡以下のもの	▨	▨	▨	▨	▨	○	○	▨	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が 10,000 ㎡を超えるもの	▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨	○	○	○	▨	▨	
事務所等	事務所等の床面積が 1,500 ㎡以下のもの	▨	▨	▨	▲	○	○	○	▨	○	○	○	○	○	▲2階以下
	事務所等の床面積が 1,500 ㎡を超え、3,000 ㎡以下のもの	▨	▨	▨	▨	○	○	○	▨	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が 3,000 ㎡を超えるもの	▨	▨	▨	▨	▨	○	○	▨	○	○	○	○	○	
ホテル、旅館		▨	▨	▨	▨	▲	○	○	▨	○	○	○	▨	▨	▲3,000 ㎡以下
遊技・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等	▨	▨	▨	▨	▲	○	○	▨	○	○	○	○	▨	▲3,000 ㎡以下
	カラオケボックス等	▨	▨	▨	▨	▨	▲	▲	▨	○	○	○	▲	▲	▲10,000 ㎡以下
	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場等	▨	▨	▨	▨	▨	▲	▲	▨	○	○	○	▲	▨	▲10,000 ㎡以下
	劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ等	▨	▨	▨	▨	▨	▨	△	▨	○	○	○	▨	▨	△客席 200 ㎡未満
	キャバレー、料理店、個室付浴場等	▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨	○	▲	▨	▨	▲個室付浴場等を除く
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▨	▨	
	大学、高等専門学校、専修学校	▨	▨	○	○	○	○	○	▨	○	○	○	▨	▨	
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▨	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	病院	▨	▨	○	○	○	○	○	▨	○	○	○	▨	▨	
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人ホーム、福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▨	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	▲600 ㎡以下
	自動車教習所	▨	▨	▨	▨	▲	○	○	▨	○	○	○	○	○	▲3,000 ㎡以下
工場・倉庫等	単独車庫（附属車庫を除く）	▨	▨	▲	▲	▲	▲	○	▨	○	○	○	○	○	▲300 ㎡以下　2階以下
	建築物附属車庫 ①②③については、建築物の延べ面積の1／2以下かつ備考欄に記載の制限	①	①	②	②	③	③	○	①	○	○	○	○	○	①600 ㎡以下　1階以下 ②3,000 ㎡以下　2階以下 ③2階以下
		※一団地の敷地内について別の制限あり													
	倉庫業倉庫	▨	▨	▨	▨	▨	▨	○	▨	○	○	○	○	○	
	畜舎（15 ㎡を超えるもの）	▨	▨	▨	▨	▲	○	○	▨	○	○	○	○	○	▲3,000 ㎡以下
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服屋※、畳屋※、建具屋※、自転車屋※等で作業場の床面積が 50 ㎡以下	▨	▲	▲	▲	○	○	○	①	○	○	○	○	○	原動機の制限あり、▲住宅に兼ねて2階以下 ①当該用途地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とするもの（※を除く）
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場	▨	▨	▨	▨	①	①	①	③	②	②	○	○	○	原動機・作業内容・騒音等制限あり 作業場の床面積 ①50 ㎡以下②150 ㎡以下③農産物を生産、集荷、処理及び貯蔵するものに限る。（著しい騒音を発生するものを除く）
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨	②	②	○	○	○	
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場	▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨	○	○	○	
	危険性が大きいか又は環境を悪化させるおそれがある工場	▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨	○	○	
	自動車修理工場	▨	▨	▨	▨	①	①	②	▨	③	③	○	○	○	作業場の床面積 ①50 ㎡以下②150 ㎡以下 ③300 ㎡以下　原動機の制限あり
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量　量が非常に少ない施設	▨	▨	▨	①	②	○	○	▨	○	○	○	○	○	①1,500 ㎡以下　2階以下 ②3,000 ㎡以下
	量が少ない施設	▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨	○	○	○	○	○	
	量がやや多い施設	▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨	○	○	○	
	量が多い施設	▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨	○	○	
	店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等で、その用途に供する部分の床面積の合計が1万㎡を超えるもの	▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨	○	○	○	▨	▨	用途地域の指定のない区域（都市計画法第7条第1項に規定する市街化調整区域を除く）においても建築不可
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等		都市計画区域内においては都市計画決定が必要													

注）本表は、建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。

出所）神奈川県都市計画課　令和７年３月版「都市計画法に基づく開発許可関係事務の手引」

2） 市街化調整区域における開発行為・建築行為の制限

船揚場エリアは、市街化調整区域であり、開発行為や建築行為は原則的に許可されないエリアです。

ただし、法に定める要件に該当する開発行為・建築行為等については、市街化調整区域でも可能なものがあるほか、知事の許可を受けて行うことができるものがあります。

小坪漁港の場合、漁場漁港整備法に定める漁港施設は、市街化調整区域でも開発行為・建築行為が可能であるほか、水産品の処理、貯蔵、加工のための建築物等については、許可を受けて行うことが可能な場合があります。

表 2-4　市街化調整区域における開発行為・建築行為の制限の例

市街化調整区域

- 開発行為、建築行為は、原則的に許可されない
- ただし、都市計画法第29条に定める開発許可の除外規定に該当する場合は、許可が不要
- また除外規定に該当しない場合でも、都市計画法第34条の要件に該当する場合は、例外的に許可される

許可不要（都市計画法第29条）な建築物の例

漁港施設（漁場漁港整備法第3条）
・輸送施設
・航行補助施設
・漁船漁具保全施設
・補給施設
・増殖及び養殖用施設
・漁獲物の処理、保蔵、加工及び販売施設
・厚生施設
・管理施設　等

許可必要（許可基準（都市計画法第34条））な建築物の例

農産物、林産物、水産物の処理、貯蔵、加工のための建築物等
・当該市街化調整区域における生産物の処理、貯蔵、加工のための施設であること。
・野菜かん詰、果実かん詰、農産保存食料品 製造業、精殻、精粉業等

※開発行為の許可には、上記のほか、接道、排水等の技術基準あり

＜船揚場エリアで開発行為・建築行為が可能となる例（条文、基準）＞

○市街化調整区域における開発行為の許可（都市計画法第 29 条）

・　農林漁業の用に供する建築物及び農林漁業従事者の住宅のための開発行為

・　公益上必要な建築物のうち開発区域及びその周辺の地域における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がない建築物のための開発行為

○市街化調整区域における基準（都市計画法第 34 条）

・　農産物、林産物、水産物の処理、貯蔵、加工のための建築物等

1　当該市街化調整区域における生産物の処理、貯蔵、加工のための施設であること。

2　野菜かん詰、果実かん詰、農産保存食料品製造業、精殻、精粉業等

(3) 国有財産法（国有海浜地）

船揚場エリアの一部は国有財産である国有海浜地となっています。公共物としての性格を有しており、公共の用に供されるものとされています。

そのうえで、公衆の自由使用を妨げない限り、特定の人に対し占用許可をすることができることとされており、船揚場エリアの漁師小屋は、漁業者に対する占用許可により、使用されています。

なお、公共の用に供さないものとなる場合は、公共用財産の用途を廃止して、普通行政財産としての所管換えや市への払下げを行うこととなります。

※国有海浜地は、当該計画対象区域に関わる部分のみ表示している
※一部境界未確定部分がある

図 2-22 計画対象区域周辺における国有海浜地

出所）逗子市資料より作成

(4) 逗子市条例等

1） 逗子市まちづくり条例、景観条例

逗子市内で一定規模を超える開発行為や建築行為を行う場合は、逗子市まちづくり条例、逗子市の良好な都市環境をつくる条例、逗子市景観条例の適用対象となる場合があります。

表 2-5 条例の対象となる行為等の一覧

区分	適用対象行為		まちづくり条例	良好な都市環境をつくる条例	景観条例
開発行為	1	区画形質の変更で 300 ㎡以上	○	○	○※
	2	1,000 ㎡未満の宅地分譲行為	○	×	○※
建築行為	3	高さ 10m 以上	○	○	×
	4	共同住宅・店舗併用住宅等で 8 戸以上（非居住部分は 100 ㎡で 1 戸と換算）	○	○	×
	5	延床面積が 1,000 ㎡以上	○	○	×
	6	逗子駅周辺地区での全ての建築行為	×	○	×
	7	宅地分譲後、1 年 6 ヶ月以内に行う建築行為	×	○	×
その他	8	確認申請が必要な工作物	○	○	×
	9	斜面地での開発行為や建築行為	○	×	×
	10	位置指定道路の新設、隣接地の建築等	○	×	×
	11	木竹の伐採や土石の採取行為で 300 ㎡以上	×	×	○
	12	逗子駅周辺地区・東逗子周辺地区の屋外広告物	×	○	×

※事業区域の自然環境ランクが 80%以上Ｄランクの場合は手続き不要となります。

出所）逗子市まちづくり３条例の手引き

2） 逗子市小坪漁港管理条例

小坪漁港の漁港施設を占用したり、当該施設に定着する工作物を新築し、増築し、改築し、移転し、若しくは除去する場合や、漁港施設を使用する場合は、市長の許可を受ける必要があります。

なお、漁港施設を占用する場合の占用料は以下の通りとなっています。

表 2-6 小坪漁港施設 占用料の一覧

占用物件	占用料	
	単位	金額
電柱	1本につき　1月	120円
支柱・支線柱	1本につき　1月	50円
その他の柱類	1本につき　1月	120円
広告及び看板類	広告等に使用される面の表面積1平方メートルにつき　1月	400円
管類	長さ1メートルにつき　1月	30円
上記に掲げるもの以外の目的のための占用	占用面積1平方メートルにつき、1月	近傍類地の1平方メートル当たりの価格×(4／100)×(1／12)の算式により算定した額(この額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)

出所）逗子市小坪漁港管理条例

2-4.　周辺基盤条件

(1) 道路

計画対象区域内には、8 号船揚場に通じる小坪 152 号があります。また、計画対象区域の周囲には、小坪 150 号、小坪 151 号、小坪 154 号があります。

なお、小坪 151 号は、平時は自動車の通行はなく、計画対象区域内への出入は、小坪 150 号、小坪 154 号からのみとなっています。また、小坪 154 号の計画対象区域側には敷板（ボードウォーク）が敷設されています。

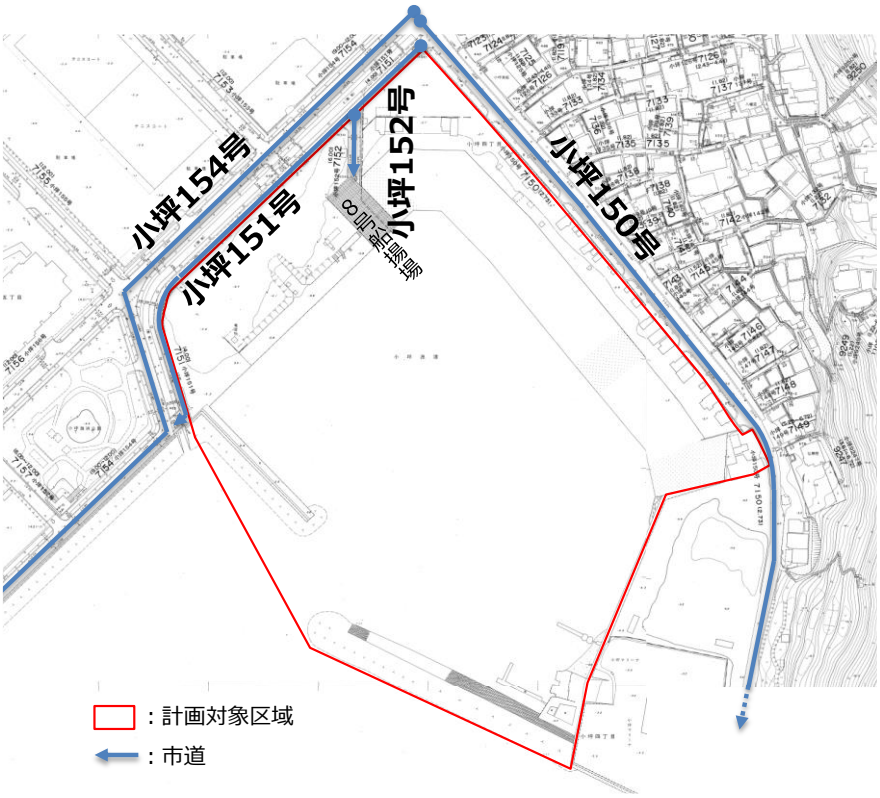

図 2-23　計画対象区域周辺の道路網

出所）逗子市道路台帳図より作成

図 2-24　市道 151 号と市道 154 号のボードウォーク

(2) 下水道

逗子市は、全域が逗子市公共下水道の処理区域となっており、水洗化率は 100%となっています。

計画対象区域周辺は分流式で、汚水管、雨水管が埋設されています。

図 2-25 計画対象区域周辺の下水道管

出所）逗子市下水道台帳図より作成

(3) 上水道

逗子市は、全域が神奈川県営水道の給水区域で、鎌倉水道営業所の管轄となっています。

計画対象区域周辺に配水管が埋設されています。

図 2-26 計画対象区域周辺の上水道配水管

出所）逗子市下水道台帳図より作成

(4) その他の基盤状況等

1） ガス

逗子市は、東京ガスネットワークの都市ガス供給エリアとなっています。

2） 電気

逗子市は、東京電力パワーグリッドの供給区域となっています。

なお、逗子市では、2050 年までの脱炭素社会の実現を目指し、温室効果ガス排出量の削減のため、「公共施設の電力調達の方針」を策定し、2021 年度（令和 3 年度）から公共施設で再生可能エネルギー100%電気への切替えを進めています。

3） 通信（携帯電話）

計画対象区域は、水域エリアを含めて、主要携帯キャリアのサービスエリアに含まれており、一部キャリアでは、5G サービスエリアとなっています。

2-5.　漁業者の現状と事業意向（漁業者ヒアリング）

(1) 調査の概要

本計画の検討にあたり、小坪漁港の漁業者（組合員）の活動実態やニーズを把握するため、ヒアリング調査を行いました。

調査対象：漁師小屋を使用する漁業者・遊漁船業者（屋号単位）25 者 調査方法：対面聞き取り（同一屋号で複数名の構成員がいる場合は代表者から聞き取り） 調査期間：2024 年（令和６年）９月 25 日～10 月２日

(2) 主な意見

１）水揚品の加工について　…加工場や加工設備設置のニーズがある。

- 個人で漁業を行っている漁師にとっては、小坪漁港は加工設備が不足していると感じる。
- 漁師のできることの範囲が広がるので、加工設備はあった方がよい。
- 魚が沢山獲れた時は、仲卸に卸しきれないことがあるが、加工すれば別の販路もあると思う。
- 加工して付加価値をつけて販売できれば、漁師の手取りが増える。
- 加工を行うには保健所の許可が必要な魚種もあるので、共同利用の加工場ができるとよい。
- 普段獲れない魚種が大量に獲れたような場合は、共同利用の加工場を使用すると思う。

２）水揚品の販売・直売について　…販路拡大のために、直売所設置のニーズがある。

- 個人直売を行ってきたが、買い手が高齢化して売り先が減少しているので、共同の直売所があると良い。
- 漁獲量が不安定であっても取引できる場所があれば心強い。
- 小坪の漁師がよく取引していた仲卸業者が閉業したので、代替の取引先があると良い。
- 新たな流通ルートの確保のために、直売所を設けるのは賛成である。
- 共同の直売所があれば、値段次第で水産物を卸したい。

３）漁師小屋について　…現状の風情等を維持しつつ、就業改善につながる整備を求める声がある。

- 漁師小屋の就労環境を改善してほしい。現状では、特に若者は漁師が魅力的な仕事に見えない。
- 漁師小屋について、長屋風なら風情も維持でき、区画もある程度自由にできるので良いのではと思う。
- 漁師小屋は漁師ごとに必要なスペースが異なるので、整備の際は配慮が必要である。
- 漁師の新たな金銭的負担がある場合は、建て替えは希望しないという人も多いと思う。

４）観光等の活性化について　…漁業体験、遊漁客等に対応した施設・設備設置のニーズがある。

- 新たに施設を整備する場合は、漁師だけでなく観光客や漁業体験の客も利用できるよう、多目的に使用できるようにしてほしい。
- 遠方から来る釣り船の客に、釣った魚をさばく場所を提供できれば利便性が高いと思う。

５）災害対策について　…台風・高潮等の災害対策の強化を求める声がある。

- 防波堤が老朽化しているので、修繕・強化が必要である。漁師小屋も含めて、災害対策を強化し、安定して漁業を行える環境づくりをしてほしい。

６） その他　…養殖業への転換、地域コミュニティとの関係・影響に関する意見がある。

- 養殖業への転換支援や、工事時の海洋環境への配慮など、持続可能な仕組みの構築が必要である。
- 漁港と住宅街を挟む通路では、かなりスピードを出す車が多く、高齢者が道路を渡れない時があり事故も多い。観光客を増やすのであれば、道路の安全性が高まる整備も併せて行ったほうが良い。
- ただ漁業を行うだけでなく、地域全体のウェルビーイングの向上を目指すことも大切である。
- 漁港に、小学生やお年寄り等が気軽に立ち寄れるようにして、地域に溶け込むようにしてほしい。
- 10 年 20 年先を見据えて、将来世代にとって意味のある施設になるようにしてほしい。

2-6.　民間事業者の参入意向（事業者サウンディング）

(1) 調査の概要

計画の検討にあたり、小坪漁港の活性化に当たっての構想や進め方についての提案や意見を得るために、市内の民間事業者を対象にサウンディング（対話型市場調査）を行いました。

調査対象：逗子市内の民間企業　４者　（観光業、小売業、建設業） 調査方法：対面聞き取り 調査期間：2024 年（令和６年）12 月～2025 年（令和７年）２月

(2) 主な意見

１） 小坪漁港の魅力づけ、必要な機能について

- 小坪漁港の活性化には、宿泊施設があるとよい。宿泊施設は鎌倉エリアでも不足しており、小坪はじめ逗子市の「夜の経済」を活性化するためにも効果的である。逗子市自体、高級な宿泊施設はあるが、ビジネス用やレジャー用の宿泊施設が無い。
- 小規模な物販施設や飲食施設を整備するだけでは、大きな魅力にはならず、新たな集客にそれほどつながらない。小坪エリア全体はもとより、逗子市全体での観光の魅力づくり、回遊動線づくりが必要である。
- 小坪漁港は、通りがかりによれる場所ではないため、目的となるような魅力あるコンテンツが必要である。
- 海上タクシーのように、船上から海を見せることは、小坪に来るための目的になると思う。
- 海鮮丼等の飲食物を提供したり、ゼロから作る名産品、例えば逗子アイスクリームのようなものを提供したりできるような場所があればいいと思う。
- 大規模な施設よりも、まずは漁師が漁港内で直売ができるような環境を整えたほうがよい。現在販売をしていない漁師でも、人の流れができ、環境が整えばやりたいと思うようになる人はいるのではないか。
- 遊漁船の釣り客用の簡易的なシャワー室（更衣室）があれば良いと思う。

２） 民間参入の条件、可能性等について

- 民間参入には、ある程度まとまった土地があったほうが参入しやすいが、収益性と借地料のバランスによる。
- 北防波堤の海面も、海上レジャー（海上釣り堀等）で活用できるとよい。
- ６号船揚場については、民間が試行的に取り組む養殖・蓄養事業の場として活用できるのではないか。数か月～1 年間程度の期間を誰かに貸すことで、借り手はその間、漁師のような仕事ができる。
- 使っていない船揚場前にカゴを置いたり、ポンプを設置して水をくみ上げたりするような環境を整えれば、民間事業者で借りる人はいるのではないか。

3. 計画検討にあたっての課題と条件

3-1. 計画検討にあたっての課題

前述の現状を踏まえ、小坪漁港における漁港ストックの利用適正化に向けた、機能や施設整備にあたっての課題を以下のように整理します。

(1) 船揚場等の利便性、安全性の確保と有効利用 …漁具倉庫の整備

現在、９号船揚場の一部は、公共用財産の占用許可に基づき、漁業者個々が干場、漁具等の保管・修理、作業スペース等として使用していますが、仮設建築物ということもあり、強風や高潮等の安全性の問題があるほか、景観や用地の有効利用の面で課題があります。

そのため、漁業者の利用状況や利便性を維持・向上しつつ、景観や安全性に配慮した、漁業者の活動（漁具の保管・修理、各種作業）の拠点となる施設の整備や、利用頻度の低い他の船揚場（６号船揚場、８号船揚場）の有効活用等を図ることが必要です。

(2) 消費増進・交流促進の受け皿となる機能・施設の確保 …滞留・休憩等のスペース確保

小坪漁港は、大都市近郊にあり、かつ鎌倉に隣接しているほか、近隣に観光リゾート施設やマリーナ施設が立地しているなど、観光客が訪れやすい立地にあり、休日には多くの観光客の姿も見られます。

しかしながら、現在、小坪漁港内には、これら観光客や来訪客の滞在・滞留の受け皿となる機能や施設はなく、観光客の潜在的な需要を受け止められていない状況にあります。

そのため、漁業利用との調整を図りつつ、水揚品の消費増進や、漁業者との交流促進につながる滞留・休憩等ができる機能や設備を整備していくことが必要です。

(3) 漁業者の新たなチャレンジに応える機能・施設の確保 …加工、体験等の機能整備

水揚量の減少、漁業所得の低下が懸念される中で、漁業者からは、新たな収入源として、加工・直売、漁業体験等の新たな取組を期待する声も多く聞かれます。一部では、試行的な取組もなされていますが、漁業振興センター等、これらの受け皿となる施設・設備等が不十分であり、取組を拡大しにくい状況にあります。

そのため、これら漁業者の新たなチャレンジに応え、収入拡大につながる施設・スペースを確保することが必要です。

(4) 漁港内の土地利用の整序・再編 …機能・施設配置の段階的な再編

小坪漁港内には、近隣住民が利用する駐車場（月極駐車場）があり、当面はこれを確保する必要があるほか、国有海浜地、市街化調整区域など、土地利用上の規制や条件、財産区分が混在しており、一体的な施設整備がしにくい状況にあります。

そのため、今後、民間事業者の事業提案や参入をしやすくする観点からも、周辺地域も含めた機能の再編や、施設の集約化等を行い、漁港内の土地利用を整序するとともに、利便性向上のための施設配置の再編等を行うことが必要です。

3-2.　計画検討にあたっての留意点・条件

上記の課題の改善・解決に向けた施設整備や取組を検討するにあたっては、以下のような前提条件に留意することとします。

(1) 漁業機能の維持及び漁業上の利用への配慮

1） 基本施設（物揚場、船揚場、護岸、防波堤）

漁港の基本施設（物揚場、船揚場、護岸、防波堤）は、漁業活動の維持や安全上必要な漁港施設であり、引き続き、現在の機能を維持します。

そのうえで、現在の利用状況や漁業者の新規事業参入等のニーズを踏まえ、民間参入も含めた施設の有効利用や機能性の向上を図ることが必要です。

2） 機能施設（管理事務所、漁具倉庫等）

現在、小坪漁港内に、漁港施設としての機能施設（管理事務所、漁具倉庫）はありませんが、市が保有する漁業振興センターや、船揚場の占用許可により使用している漁具倉庫が、これらの機能を担っています。

これらについては、現状の漁業上の利用に配慮しつつ、さらに機能性を高めるために、漁港内での移動・移設を図ります。併せて、加工・直売、体験、案内・休憩等の機能について確保します。

(2) 地域コミュニティへの影響への配慮

1） 既存のコミュニティ関連機能の維持

小坪漁港内には、漁業関連の機能以外に、近隣住民が利用する駐車場（月極駐車場）、遊漁客用駐車場、天王浜やセンター施設裏の空地（イベント時に利用）があります。

これらは、漁業活動の拠点（根拠地）としての機能ではないため、将来的には漁港周辺への移転・再配置を検討しますが、一方で、現状では移転先等の用地が確保できないことや、地域コミュニティや漁港活性化において必要な機能であることから、当面は漁港内で確保することとします。

2） 周辺の事業環境や生活環境への配慮

漁港内での消費増進、交流促進にあたり、販売、飲食等の機能整備を図る際には、周辺の既存の店舗等への影響に配慮することとします。

なお、新たな機能整備により、漁港内での観光客等の増加が見込まれますが、これらによる交通面（渋滞、騒音、事故等）や景観面（建物の高さ、日照等）に十分配慮することとします。

3） 地域の歴史・文化の活用

小坪漁港の歴史は古く、鎌倉時代から漁村が存在しており、1970 年頃に埋め立てにより小坪漁港が整備される前は、自然海岸から船を出して漁に出ているなど、周辺の生活や自然環境と一体的な漁村を形成していました。

漁港活性化に当たっては、こうした小坪漁港周辺の歴史や文化、環境等にも配慮し、地域コミュニティと共に活性化に取り組んでいくこととします。

(3) 逗子市の観光振興との一体性確保、経済活性化への寄与

小坪漁港は、逗子市唯一の第一次産業である漁業の拠点であるとともに、逗子海岸と並んで、逗子市の観光を支える海洋レジャーの拠点でもあります。

そのため、漁港の整備にあたっては、逗子海岸エリアとの役割分担にも留意しながら、双方の特徴や地域資源を活かした人・モノ・情報の連携につながる機能をもたせることを想定します。

また、水産業のみならず、漁港で取り組まれる新たな事業を通して、地域経済の循環構造の構築に寄与するものとなるよう留意します。特に水産品の加工（食料品製造）、卸売等の拡大や、地域住民の新たな雇用につながるものとなるよう、地域経済の特徴や課題に対応したビジネスの創出の場となるように努めます。

4. 海洋観光・海洋レジャー拠点形成のビジョン

逗子市において、海洋資源は、漁業や観光など、市の重要な産業資源であるとともに、市民のまちへの愛着やシビックプライド醸成において重要な地域資源です。

こうした地域資源の活用にあたっては、小坪漁港だけではなく、同じく逗子市における観光資源である逗子海岸とともに一体的な活用を図ることが、それぞれの資源の価値をさらに高め、逗子市全体の地域経済の発展につながります。

これらを踏まえ、小坪海浜エリア及び逗子海岸エリアを、逗子市における海洋観光・海洋レジャー拠点として位置づけます。

小坪漁港及び渚マリーナは、海洋資源を活用した観光・レジャーの活性化及び市民の交流促進、コミュニティ活性化のための中核施設として、民間事業者の参入等による自立的な運営を念頭に、機能整備を図ります。

また、小坪漁港と渚マリーナを海路で結ぶことにより、人・モノ・情報の連携を強化し、一体的な拠点形成を図ります。これにより、両エリアそれぞれの特徴や魅力の相乗効果により、漁業者はじめ市民の所得向上と海洋観光・海洋レジャーの振興につなげます。

図 4-1　海洋観光・海洋レジャー拠点形成のイメージ

5. 漁港機能増進計画（漁港ストック利用適正化のための空間整備計画）

5-1. 小坪漁港活性化の考え方

(1) 小坪漁港活性化の基本的な考え方

漁港機能増進による小坪漁港の活性化に当たっては、漁港の現状や課題、漁業者をはじめとする関係主体の意向等を踏まえ、以下の基本的な考え方に基づき、取組を進めることとします。

＜小坪漁港活性化の基本的な考え方＞

1）「新しい事業の創出」　⇒小坪漁港の資源を生かして、新たな消費・交流を呼び込む

新たな取組によって消費・交流を呼び込み、地域にお金が落ち、地域内でお金が循環する仕組みを構築する

2）「地域が主役」　⇒海業の効果・成果が、漁業関係者をはじめ、逗子市内に帰着するようにする

漁師をはじめとする地域住民が主役となり、漁業活動の維持・発展や、新たな事業や収益拡大等を支援する機能を検討する

3）「小坪漁港らしさ」　⇒現実的な必要性・可能性を考慮する

小坪漁港を取り巻く状況や条件を十分に考慮し、現実的な必要性・可能性から当面必要となる取組を行う

4）「持続可能性」　⇒将来に向けた小坪漁港の持続可能な発展・成長につなげる

中長期的視点から、小坪漁港の持続可能な維持・発展も念頭に置いた検討を行う

(2) 小坪漁港活性化のシナリオ

小坪漁港では、漁港の機能を増進することで、小坪漁港の漁業の維持・拡大を図るとともに、漁業者だけでなく、地域住民の質の高い生活の実現を目指します。

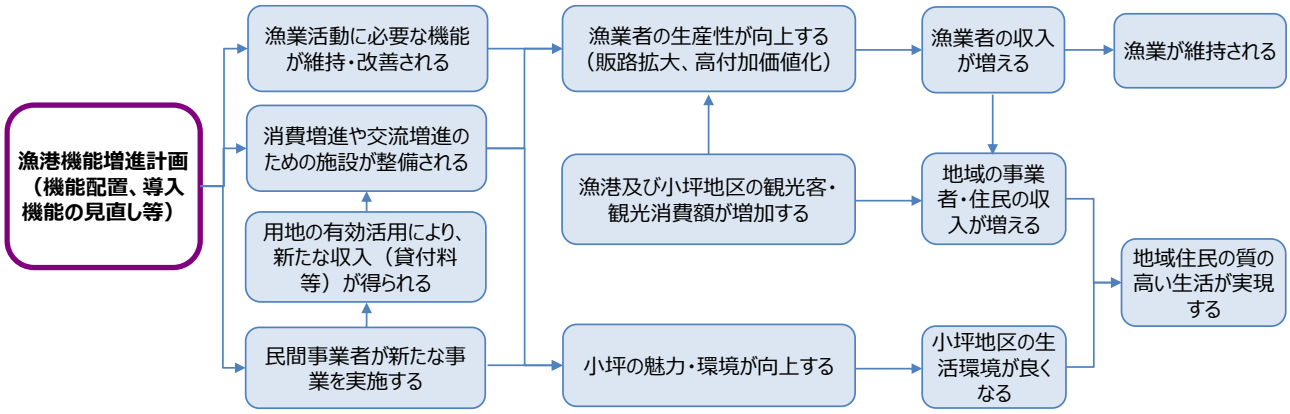

図 5-1 小坪漁港の活性化シナリオ

(3) 小坪漁港活性化の取組スキーム

漁港活性化の取組においては、漁業者の所得向上のみならず、民間事業者の参画等を含めた新たな収益を創出し、これらの収益を長期的視点からの漁業振興や地域振興、自然資本の維持・再生等の取組に活かせるような取組スキームを念頭に置きます。

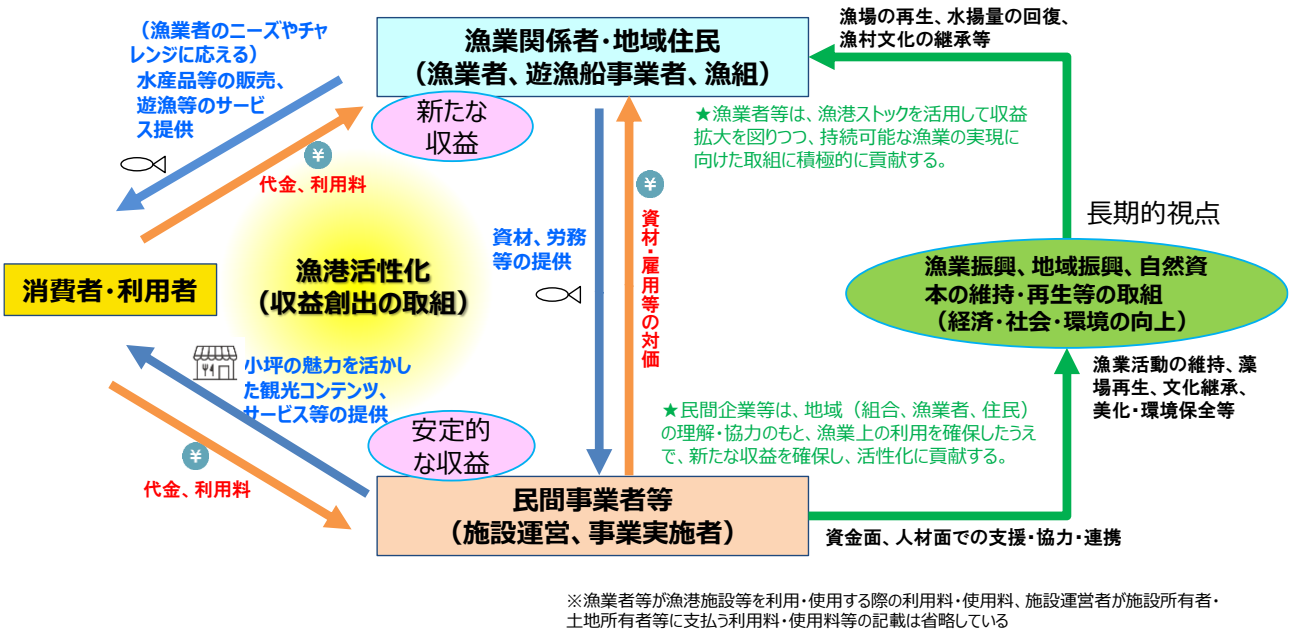

図 5-2 小坪漁港活性化のための取組スキーム

5-2. 空間整備の方向性

漁港機能増進に当たっての課題や前提条件等を踏まえ、小坪漁港における漁港ストック利用適正化の方向性は以下の通りとします。

- **漁業者の経営改善、安全性の向上を図りつつ、漁業者と観光客や地域住民の交流促進に向けた機能整備を行います**
  - ✓ 漁具倉庫の整備
  - ✓ センター施設の移転・機能強化
- **漁港内の機能や施設配置を見直し、漁港内の限られた用地を有効に活用します**
  - ✓ 小坪漁港の「顔」となるスペース（エントランスゾーン）の確保
  - ✓ 漁港内の機能配置の見直しや空地の活用による、新たな収益や民間参入の促進

なお、漁港ストックの利用適正化に関する機能や施設は、漁港管理者である逗子市が、漁港内の市有財産を活用して得られる収入を原資として整備を進めます。さらに、将来的には、民間事業者等の施設運営や事業への参入により、資金面、人材面で漁業振興、地域振興等への支援・協力を得ることで、持続可能な漁港活性化を図っていきます。

5-3.　小坪漁港の空間整備の将来像（ゾーニング）

漁港機能増進にあたり、現状の小坪漁港のストックの配置や機能を見直します。

具体的には、既存の漁業上の利用に配慮しつつ、機能・施設の再配置や集約等を行い、漁業者の利便性向上、経営改善を図るとともに、観光客や地域住民の滞留を促す交流スペースの確保等を行います。

図 5-3 小坪漁港の空間整備の将来像（ゾーニング）

5-4.　空間整備計画

(1) 空間整備の全体ステップ（フェーズ）

空間整備（ゾーニングの実現）は、漁業上の利用調整や、漁業者をはじめ関係者との合意形成を図りながら、必要な機能や施設の整備を段階的に進めていくこととします。

フェーズ１－１拠点エリアの整備（駐車場、センター施設）

- **■ センター裏空地を駐車場として整備し、駐車場を拡大**
- ✓ センター裏空地で開催していたイベント等は、月極駐車場の一部をオープンスペース化することで対応
- **■ センター施設を現公衆トイレ敷地に移転・整備**
- ✓ 漁港及び地域の消費増進、交流促進機能を有する施設として整備

フェーズ１－２船揚場エリアの整備（漁具倉庫）

- **■ 現占用使用者の利用調整等を行ったうえで、漁港計画を変更し、段階的に漁具倉庫を整備**
- ✓ 漁業利用の利便性、安全性、景観性の向上を図りつつ、漁師と観光客の交流促進に配慮した施設
- ✓ 道路沿いに段階的に整備し、順次使用（市が整備し、組合に貸付、組合員が使用を想定）

○ここまでで、漁業者の経営改善を図りつつ、一定の消費増進、交流促進を実現する
- **✓ オープンスペースを中心とした観光客の回遊・滞留の促進、遊漁客、釣り客の利便性向上**
- **✓ 漁師小屋（漁具倉庫）の機能性向上、漁業者と観光客の交流促進、直売機会拡大による消費増進**

フェーズ２　さらなる魅力増進、消費・交流拡大に向けた環境整備（エントランスゾーンの形成）

- ■ 将来的に、全ての漁業者が道路側の漁具倉庫を利用可能になった後、**天王浜前の船揚場の一部をオープンスペース化**
- ✓ 現駐車場エリアのオープンスペースは、再度月極駐車場化（現駐車場エリアは、全て駐車場化）

フェーズ３　民間事業者参入により、小坪地区のみならず逗子市の観光振興の中核となる賑わい創出施設を誘致・整備

- ■ 周辺の公共施設の移転等による空地の利用、既存駐車場の利用調整等により、漁港外に駐車場用地を確保し、駐車場を移転
- ■ 現駐車場用地を、市普通財産の民間事業者への貸付により、**民間事業により賑わい創出施設を整備**
- ✓ 漁港周辺の観光資源（商業、飲食、宿泊等）や漁師タクシーをはじめとする観光回遊ネットワーク整備と併せて、逗子市の観光の中核として、消費・交流の拡大と、これらによる経済効果を原資とした漁業振興、地域振興を推進

図 5-4　小坪漁港の空間整備のステップ

図 5-5　交流スペース、オープンスペースのイメージ（和歌山県印南漁港の例）

(2) 拠点エリアの整備計画（駐車場、センター施設の整備）

拠点エリアは、センター裏の空地の駐車場化、センター施設の移転等により、エリア内の機能配置を再編し、用地の有効利用を図るとともに、漁業者のみならず、観光客や地域住民の回遊性、利便性の向上を図ります。

他方、現状も利用されている機能・施設であることから、以下のステップで段階的に整備を進めます。

１） 整備のステップ

STEP1

- センター裏の空地に、遊漁客・釣り客用駐車場を整備（40～50 台程度）
- 現在の遊漁客用駐車場は、月極駐車場に変更
- 物揚場前月極駐車場を、オープンスペース化

※ オープンスペースは、観光客や地域住民の休憩・滞在の場としての利用のほか、イベント会場として利用も想定（センター裏の空地よりも敷地は小さくなるが、物揚場と一体的な利用が可能）

STEP2

- センター施設を現公衆トイレの位置に移転・整備

※ トイレは、現状同様、施設外からも利用可能とする

※ 現センター施設用地は月極駐車場化

※ 新センター施設用地は行政財産に、現センター施設用地は普通財産に用途・財産区分を変更

STEP3

- オープンスペースを、再度月極駐車場化

※ 船揚場エリア（エントランスゾーン）に交流スペースが確保された場合、オープンスペース部分を再度月極駐車場化

STEP4

＜漁港外に駐車場用地が確保できた後＞

- 漁港内の駐車場用地を民間事業用地に転換

※ 小坪漁港周辺に駐車場用地が確保できた場合、駐車場を漁港外に移転し、駐車場用地を民間事業者に貸し付け、事業参入を図る。

※ 併せて、北防波堤前の水面の運営権設定も検討する（海上釣り堀等）

※ 民間事業者の参入にあたっては、物揚場への通路の確保、既存の商業・サービス施設との共存や環境・景観の維持・保全など、漁業利用や地域住民との調整・配慮を事業者選定の条件とする

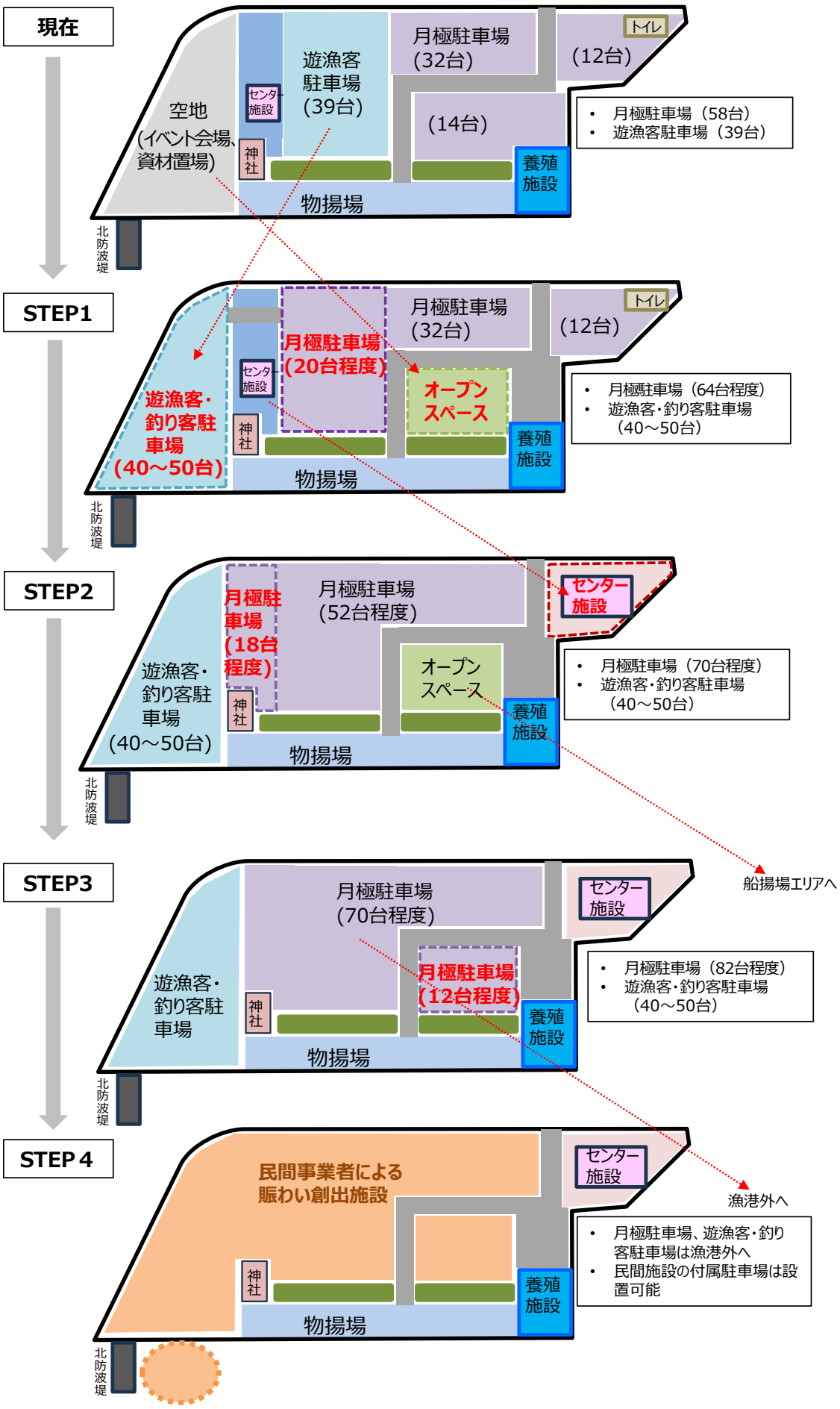

図 5-6 拠点エリアの整備計画（整備ステップ）

２） センター施設の移転・整備

センター施設は、漁業者の活動を促進し、漁業の育成発展を図るための拠点となる施設であり、小坪漁港における消費増進、交流促進に必要な機能を含む、小坪漁港の中核的施設として整備します。

＜想定される機能例＞

- 地域の総合案内機能
- 地域特産物・文化財等の展示機能等
- 水産物等の販売力強化、ブランド化等のために必要な生産・加工施設
- 販売促進（販売・貯蔵・食材提供用）施設
- 水産業等の体験学習を行うための体験学習施設

＜センター施設の整備・使用イメージ＞

【位置づけ】

・逗子市の公共施設として、漁港管理者である逗子市が整備・保有します

【施設の機能・仕様等】

・現状の機能に加えて、地域の総合案内機能、地域特産物・文化財等の展示機能、水産物の加工機能、販売促進機能、体験学習支援機能等を想定します

【利用】

・観光客や地域住民による、漁業体験や環境学習や、水産品等の購入、観光案内等の場としての利用を想定します

・漁業者による加工等の場としての利用を想定します

【管理】

・市から組合に管理委託の上、組合が管理することを想定します

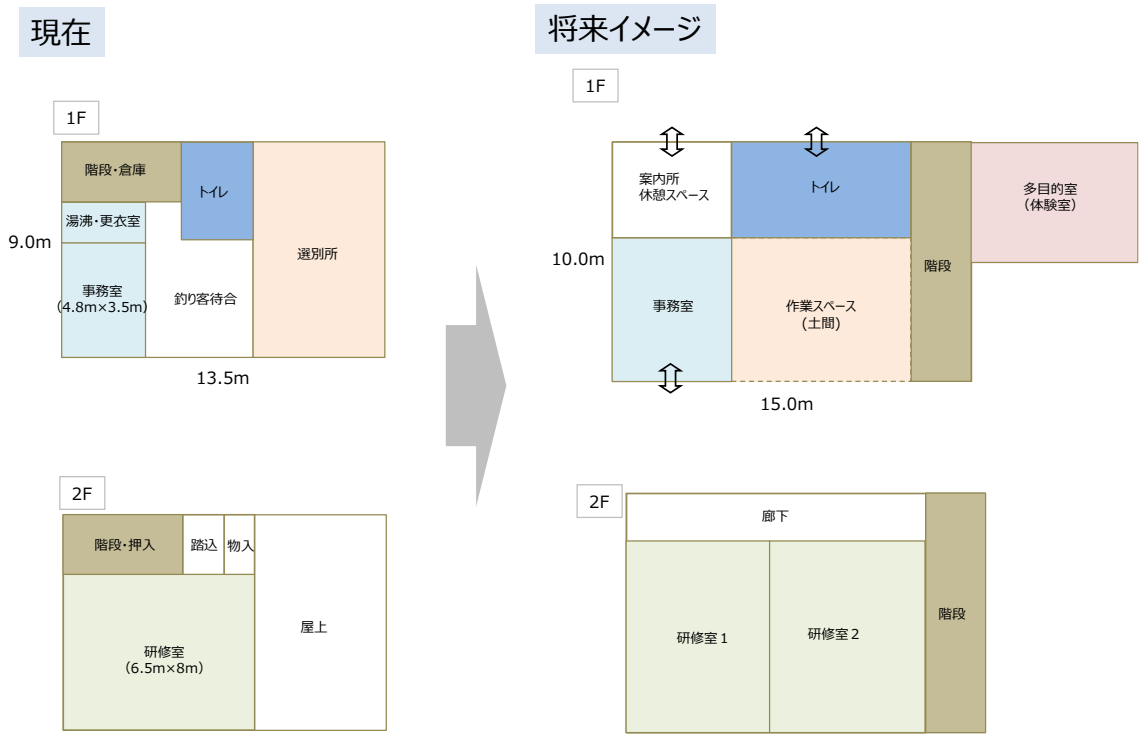

図 5-7 センター施設の整備イメージ

(3) 船揚場エリアの整備計画（漁具倉庫の整備）

１） 公共施設（漁港施設）としての漁具倉庫の整備

安全性、景観等の観点から、現在の船揚場の一部を、公共施設（漁港施設）としての漁具倉庫施設として整備します。

＜漁具倉庫の整備・使用イメージ＞

【位置づけ】
・漁港漁場整備法第三条に基づく漁港施設として整備します
・共同利用を前提とした公共施設として、漁港管理者である逗子市が整備・保有します
【施設の機能・仕様等】
・漁業活動の利便性、機能性、効率性等を考慮し、使用者（漁業者）の意見を踏まえて検討・決定します
【利用】
・市から組合に貸付の上、組合内の調整等により、各漁業者に使用部分を割り当てることを想定します
・漁具倉庫（作業保管施設）として、水産物の出荷前の一次処理、漁具等の保管等の利用を前提とします
【管理】
・日常的な管理・運用は組合及び使用者に委ねることを想定します
【附帯設備】
・例えば、屋根に太陽光発電パネルを設置し、維持費の軽減と地域の脱炭素化に寄与することも考えられます
【効果（規模感のイメージ）】
・例えば、1 棟あたり 7～8 室程度の長屋形式の建物とすることで、1 者あたりの使用面積は拡大
（現在）占用使用者数 29 者　占用面積計 541 ㎡　1 者あたり面積 8 ㎡～42 ㎡（平均 19 ㎡）
（将来）※仮に、1 棟あたり面積 210 ㎡（7m×30m）の漁具倉庫 4 棟を整備した場合）
占用使用者数 29 者　漁具倉庫面積（4 棟計）840 ㎡　1 者あたり平均面積：840÷29≒約 29 ㎡
【その他】
・漁具倉庫の一部は、共同倉庫としての活用や、民間への貸付による販売施設としての活用等も想定します

２） エリアの機能再編

漁具倉庫の整備により、現在の漁師小屋として使用されている用地が整序されることで、船揚場ゾーンに新たな機能を設け、漁業活動の利便性向上、交流促進機能の拡大、観光客や地域住民の回遊性向上等を図ります。

●全ての漁業者が道路側の漁具倉庫を使用することで、天王浜前スペースを交流スペース化
- 漁業者による直売や、観光客や地域住民の休憩、これらの人々の交流等のスペースとして活用（例：朝市・マルシェ等のイベント、BBQ、キッチンカー等）
- 交差点付近から漁港内の眺望が開けることによる魅力アップ

● 6 号船揚場は、水面と併せて、民間事業者の養殖事業用地として貸付することも想定
- 養殖や海洋環境等の体験・学習を通した交流促進や、将来的な小坪漁港の水揚品の拡大

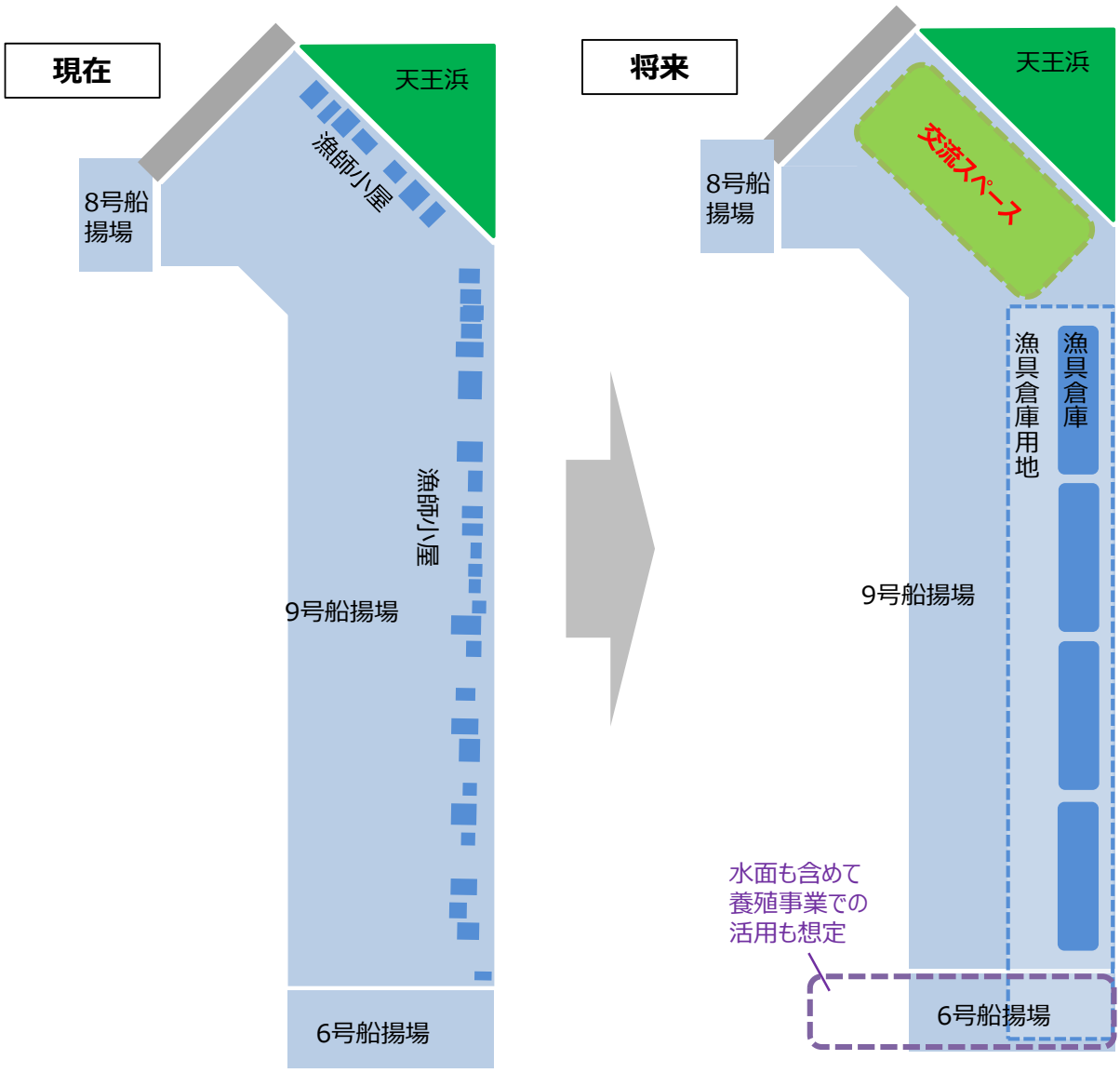

図 5-8 船揚場エリアの整備計画

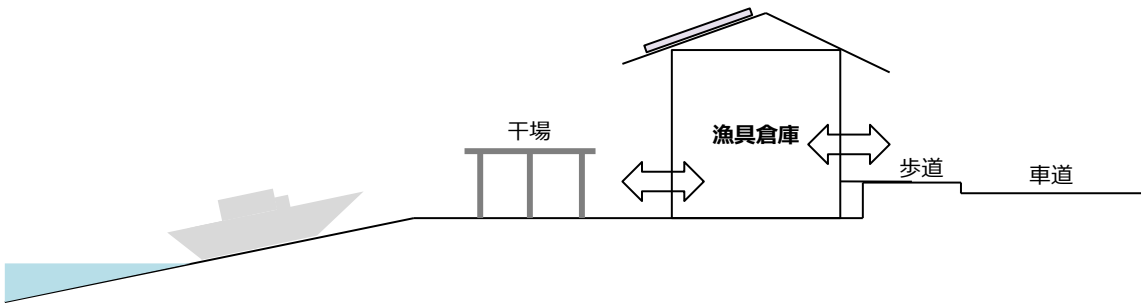

図 5-9 漁具倉庫の利用イメージ

(4) 水域エリアの整備計画（南防波堤の延伸【本計画の関連事業】）

本計画の関連事業[2]として、南防波堤について、漁港内の静穏性の向上、高潮時等の浸水被害回避、荒天時の船舶の避泊水域の確保等のため、延伸整備を行います。

今後、必要な調査を行ったうえで規模、構造等を定めます。

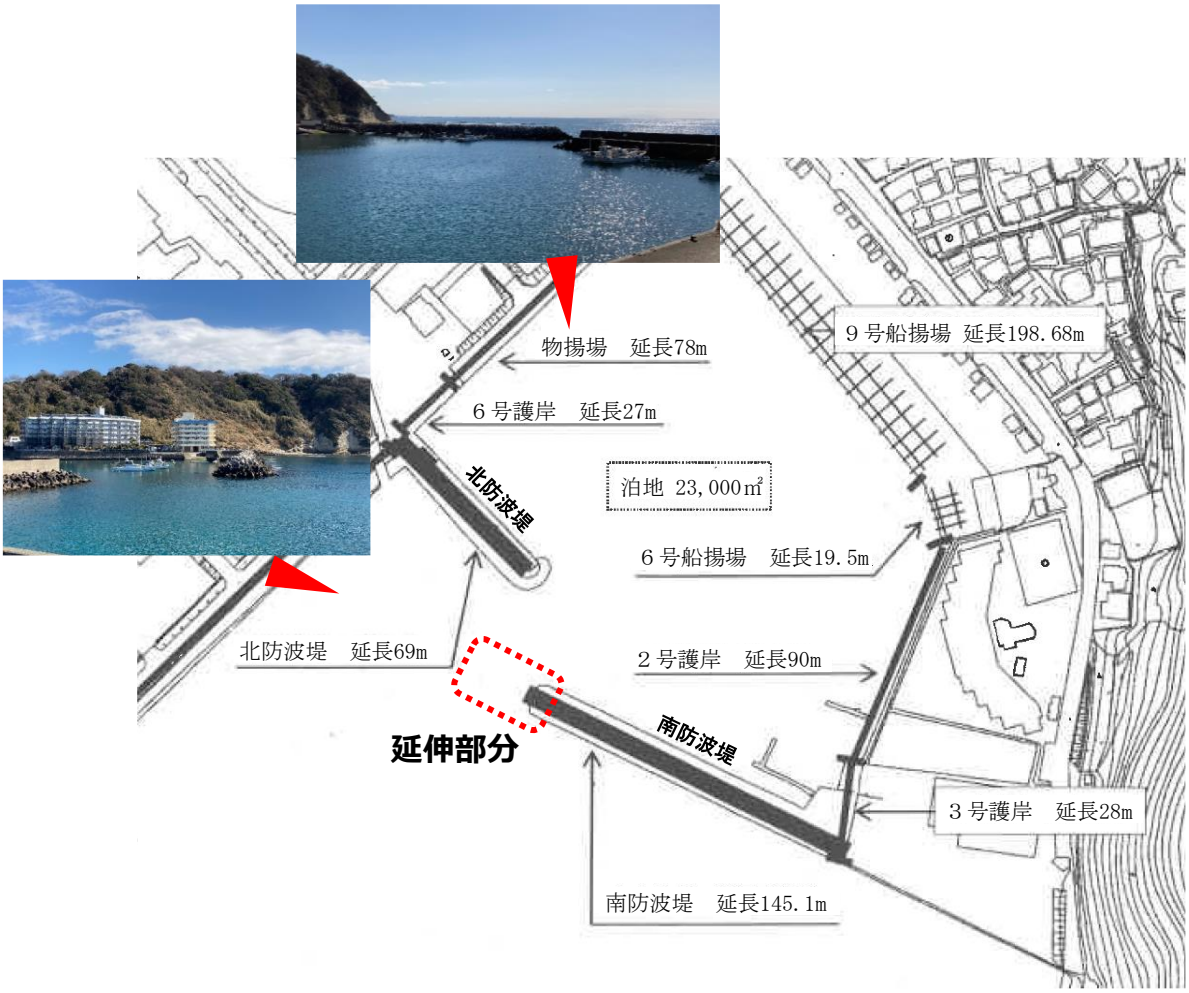

図 5-10 南防波堤延伸想定箇所

[2] 南防波堤の延伸については、本計画とは別の事業によって実施する見込みであるため、関連事業としています。

6. 漁港ストックを活用した漁港活性化の取組計画

小坪漁港では、空間整備等による漁港ストックの利用適正化を行ったうえで、漁港活性化に係る取組を展開します。

これらの取組を通じて、小坪漁港における消費増進、交流促進及びこれらによる漁業者の所得向上のほか、逗子市全体の観光振興や、経済活性化への効果も期待されます。

<期待する効果>

①漁業体験・環境学習事業

- 漁業者や民間事業者による、漁業体験、調理・加工体験、海洋環境学習等
- プログラム充実、関連施設・設備の整備・拡充等により、受入数を増やしていく

→

- 収入の増加による漁業者の所得向上、雇用拡大
- 来訪者増・滞在時間増に伴う漁港周辺での消費の増進

②漁師タクシー（海上タクシー）事業

- 漁業者による、漁船を活用した漁師タクシーの運航（定期化、便数増加）
- 案内・情報発信強化、関連施設・設備の整備等により、利用者を増やしていく

→

- 収入の増加による漁業者の所得向上、雇用拡大
- 来訪者増・滞在時間増に伴う漁港周辺での消費の増進
- 逗子海岸等との海のアクセスルート確保による市内の回遊性向上
- 周辺の渋滞や駐車場不足の緩和

③販売支援事業

- 漁業者による、漁港内のオープンスペース等での直売、イベント等の実施
- 案内・情報発信強化、関連施設・設備の整備等により、購入者を増やしていく

→

- 収入の増加による漁業者の所得向上、雇用拡大
- 漁業者と消費者の交流機会拡大
- 市内の観光消費の拡大

④釣り場管理事業

- 漁港管理者による、漁港内の釣り場・駐車場の管理
- アプリ等を活用した予約・利用管理システム等を導入し、来訪者を増やしていく

→

- 収入の増加による漁業振興の推進
- 来訪者増・滞在時間増に伴う漁港周辺での消費の増進
- 漁港内の管理・利用適正化

なお、ここで示す取組の内容は、現時点での想定であり、地域をとりまく環境や、事業関係者間の調整状況によって、変更となる可能性があります。

6-1.　漁業体験・環境学習事業

(1) 事業の概要

１）事業の内容

漁業者や民間事業者が、観光客や子ども（学校等）を対象とした、漁業体験や加工体験、海洋環境（循環共生）、小坪の歴史や文化などを題材とした体験・学習メニューを開発・提供します。

事業実施にあたっては、複数の体験メニューを組み合わせてパッケージ化することによって繰り返し訪れる機会をつくり、集客の安定化や、漁業や海洋環境や小坪地域への関心醸成を図ることを想定します。

図 6-1 漁業体験等の様子

出所）いこーよ（左）、逗子市観光協会（中央）、逗子市（右）

２）実施主体

漁業者（小坪漁業協同組合）

３）実施体制

必要に応じて、民間事業者等の運営支援により実施することを想定します。

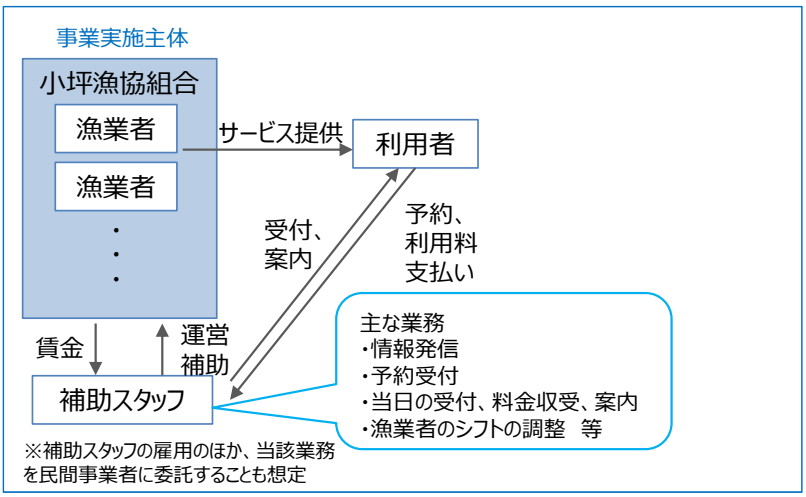

４）実施時期

2021 年（令和３年）から、刺し網漁体験等を不定期に実施していますが、今後は、漁業者等の関係者間の調整のうえ、数年後を目途に、体験メニューの充実や、定期開催化を進めます。

５） ターゲット及び提供するコンテンツ

都市近郊のファミリー層、逗子市内・近郊の小学校、リビエラ逗子マリーナ滞在者等を主要ターゲットとして、以下の体験メニューを提供することを想定します。

＜想定する体験メニュー＞

- 刺し網漁体験：刺し網漁の方法や採れる水産物に関する学習や、刺し網漁の体験
- ワカメ収穫体験：ワカメの収穫や干し作業の体験
- キャベツウニ出荷体験：磯焼け等の海洋環境の学習や、キャベツウニの畜養や出荷作業の体験
- 調理加工体験：水揚げされた水産品の調理・加工の体験
- 海洋環境学習：藻場や海の生物観察や、養殖施設の見学
- 小坪の環境・文化の学習：陸と海の水の循環や、小坪の土地の成り立ちや歴史・文化の学習

※漁船への乗船を含むメニューは、荒天等により欠航となる可能性があるため、陸上施設見学等の代替メニューを用意することを想定。

＜想定する開催頻度、参加者数、料金等＞

体験・学習メニュー	開催頻度	1 回当たり参加者数	年間参加者数	料金	年間売上高
刺し網漁体験	年 10 回程度	20 人/回	200 人/年	5,000 円/人	100 万円/年
ワカメ収穫体験	年 3 回程度（春頃）	10 人/回	30 人/年	5,000 円/人	15 万円/年
キャベツウニ出荷体験	年 1 回程度	10 人/回	10 人/年	7,000 円/人	7 万円/年
調理加工体験	年 10 回程度	30 人/回	300 人/年	2,000 円/人	60 万円/年
海洋環境学習	年 10 回程度	30 人/回	200 人/年	5,000 円/人	100 万円/年
小坪の環境・文化の学習	年 10 回程度	20 人/回	200 人/年	1,000 円/人	20 万円/年
合計			940 人/年		302 万円/年

＜想定する事業収支＞

区分		金額	市内からの調達率	算定にあたっての諸条件
収入		約 302 万円/年	–	・上記年間売上高合計
支出	受付等業務を行う補助スタッフの人件費	約 51 万円/年	100%	・2 名×1 回 5 時間従事 ・単価は神奈川県最低賃金の 1162 円
	漁業体験等で用いる漁船の燃料費	約 1 万円/年	100%	・乗船を伴うメニュー（刺し網漁体験、ワカメ収穫体験、海洋学習体験）において 1 回 1 時間程度航行 ・燃料消費量は約 2.7 ℓ/時間※ ・燃料単価は 180 円/ℓ ※漁業タクシー実証実験時の漁業者への聞き取りに基づく
	海難等に伴う損害賠償保険料	約 68 万円/年	0%	・遊漁船保険（約 2.6 万円/年×8 名※） ・レジャー保険（約 500 円×940 名） ※R6 漁業者ヒアリングにおいて、体験への取組意向があった漁業者数
粗利益		約 181 万円/年		

6） 実施場所、活用する地域資源等

参加者の受付やレクチャー、加工や調理等の体験の場所は、センター施設を活用します。

養殖関連の体験・学習等にあたっては、民間事業者への漁港施設の貸付・水面運営権設定も想定します。

コーディネイターは、漁業者や小坪地区の地域住民等が担うことを想定します。

(2) 事業の目標

前述の利用者数の想定に基づき、本事業では、以下の参加者数を目標とします。

指標	目標値	備考
漁業体験・環境学習事業の年間参加者数	2035 年度までに年間 940 人以上	逗子市総合計画中期実施計画の目標：2029 年度までに 280 人以上

(3) 事業の効果

1） 事業実施による経済効果

事業の概要で想定した事業収支に基づいた場合、地域内には、以下の効果が見込まれます。

- 取組を行う漁業者の所得向上

  本事業による粗利益は約 181 万円/年であり、この粗利益は、実施主体である漁業者の所得となります。

  本事業に 8 名の漁業者で取り組んだ場合、一人当たり約 23 万円/年の所得向上が見込まれます。

- 逗子市全体への生産誘発額

  本事業実施のため直接的・間接的に、市内産業の生産が誘発されます。

  この生産誘発額として、約 257 万円/年の効果が見込まれます。

- 逗子市全体への雇用者所得向上額

  本事業実施のため直接的・間接的に市内産業の生産が誘発された結果、それら産業に従事する雇用者の所得が向上します。

  この雇用者所得向上額として、約 59 万円/年の効果が見込まれます。

※上記生産誘発額及び雇用者所得向上額は、環境省の地域産業連関表（2020 年試行版）を用いた、海業の経済波及効果分析ツール（株式会社価値総合研究所作成）により算出。

2） その他の効果

- 観光客等の増加や滞在時間の増加に伴う、周辺での消費増進

  漁業体験等に参加するために訪れた人が、小坪漁港周辺の飲食店や商店等を利用することにより、これら店舗の売上向上が期待されます。

- 漁業や海洋環境への関心醸成

  漁業体験等への参加によって、漁業や海洋環境への関心が醸成され、将来の漁業の担い手確保や、海洋環境の保全に寄与することが期待されます。

6-2.　漁師タクシー（海上タクシー）事業

(1) 事業の概要

1） 事業の内容

漁業者が、漁業活動をしていない時間帯に、漁船や漁港施設を活用し、周辺観光地（逗子海岸、江の島、葉山等）と小坪漁港を結ぶ漁師タクシー（海上タクシー）を運航します。

図 6-2 漁師タクシーの実証実験時の様子

所）逗子市

2） 実施主体

漁業者（漁業者有志からなる小坪漁師タクシーチーム）

3） 実施体制

必要に応じて、民間事業者等の運営支援により実施することを想定します。

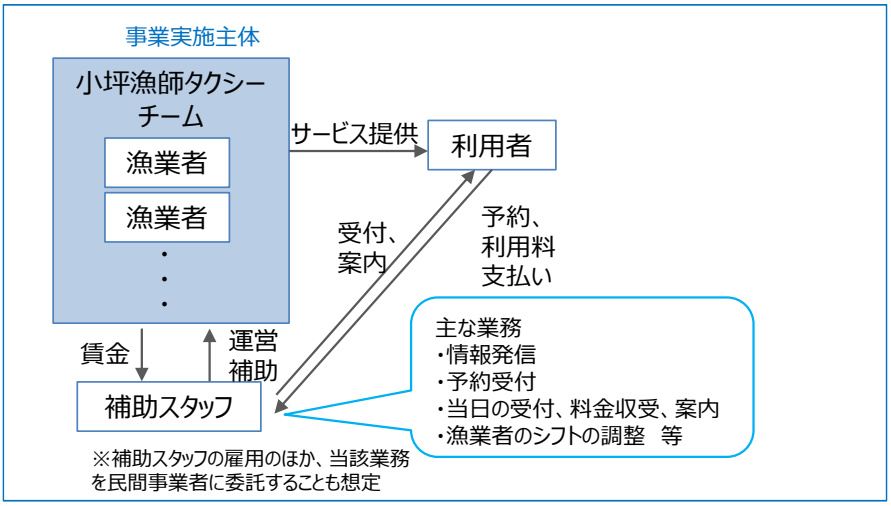

4） 実施時期

2023 年（令和 5 年）から、漁師タクシーの実証実験を実施しています。

引き続き、当面は実証実験を行って、さらなる認知拡大を図るとともに、他のイベントと連携した定期運航の実施や事業採算性等の検証を行い、数年後を目途に、本格的な事業化へつなげます。

5） ターゲット及び提供するコンテンツ

小坪漁港周辺や周辺観光地（逗子海岸、鎌倉、江の島等）を訪れる観光客等を主要ターゲットとして、以下のコースを提供することを想定します。

＜想定する運航コース＞

- 小坪漁港⇔渚マリーナ桟橋（逗子海岸）（所要時間約 10～15 分）
- 逗子湾遊覧（所要時間約 50 分）

また、将来的には、小坪漁港と、江の島や葉山を結ぶコースも検討します。

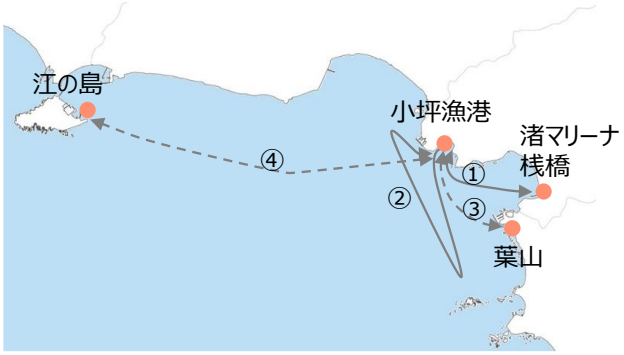

①小坪漁港―渚マリーナ桟橋、②逗子湾遊覧、
③小坪漁港―葉山、④小坪漁港―江の島

＜想定する運行スケジュール、利用者数、料金等＞

運航コース	運航スケジュール	年間運航便数	1 便当たり利用者数	年間利用者数	料金 ※( )内は小学生以下	年間売上高
小坪漁港⇒渚マリーナ桟橋	土･日曜日 1 日 7 回運航	約 200 便	約 2.9 人	約 580 人/年	1,000 円 (500 円)	約 49 万円/年
渚マリーナ桟橋⇒小坪漁港	土･日曜日 1 日 7 回運航	約 230 便	約 2.9 人	約 660 人/年	1,000 円 (500 円)	約 56 万円/年
逗子湾遊覧	土･日曜日 1 日 7 回運航	約 410 便	約 2.9 人	約 1,180 人/年	2,500 円 (1,200 円)	約 249 万円/年
合計				約 2,420 人/年		約 354 万円/年

※実証実験での実績に基づき、以下の条件により算出

・1 日当たり運航回数：7 回

・1 回当たり運航便数：小坪⇒渚（約 0.5 便）、渚⇒小坪（約 0.6 便）、遊覧（約 1.0 便）

・年間運航日数：57 日（荒天等による欠航割合 50%）

・漁船 1 隻当たり客定員数：5 人

・利用者数/定員数割合：約 58%

＜想定する事業収支＞

区分		金額	市内からの調達率	算定にあたっての諸条件
収入		約 354 万円/年	–	・上記年間売上高合計
支出	受付等業務を行う補助スタッフの人件費	約 99 万円/年	100%	・2 名×1 回 7.5 時間従事 ・単価は神奈川県最低賃金の 1162 円
	漁師タクシーで用いる漁船の燃料費	約 32 万円/年	100%	・1 回 1 時間程度航行 ・燃料消費量は 20ℓ/日※ ※漁業タクシー実証実験時の漁業者への聞き取りに基づく
	海難等に伴う損害賠償保険料	約 19 万円/年	0%	・遊漁船保険（約 2.6 万円/年×7 名※） ※R7.4 時点での漁師タクシーチームの人数
粗利益		約 205 万円/年		

6） 実施場所、活用する地域資源等

利用受付や案内等の場所は、センター施設を活用します。小坪漁港での乗降場は物揚場を想定します。

また、運航する漁船は、漁業者等が有する既存の漁船を活用します。

(2) 事業の目標

前述の利用者数の想定に基づき、本事業では、以下の利用者数を目標とします。

指標	目標値
漁師タクシーの年間利用者数	2035 年度までに年間 2,420 人以上

(3) 事業の効果

1） 事業実施による経済効果

事業の概要で想定した事業収支に基づいた場合、地域内には、以下の効果が見込まれます。

- 取組を行う漁業者の所得向上

  本事業による粗利益は約 205 万円/年であり、この粗利益は、実施主体である漁業者の所得となります。

  本事業に 7 名の漁業者で取り組んだ場合、一人当たり約 29 万円/年の所得向上が見込まれます。

- 逗子市全体への生産誘発額

  本事業実施のため直接的・間接的に、市内産業の生産が誘発されます。

  この生産誘発額として、約 369 万円/年の効果が見込まれます。

- 逗子市全体への雇用者所得向上額

  本事業実施のため直接的・間接的に市内産業の生産が誘発された結果、それら産業に従事する雇用者の所得が向上します。

  この雇用者所得向上額として、約 84 万円/年の効果が見込まれます。

※上記生産誘発額及び雇用者所得向上額は、環境省の地域産業連関表（2020 年試行版）を用いた、海業の経済波及効果分析ツール（株式会社価値総合研究所作成）により算出。

2） その他の効果

- 観光客等の増加や滞在時間の増加に伴う、周辺での消費増進

  漁師タクシーの利用者が、小坪漁港周辺の飲食店や商店等を利用することにより、これら店舗の売上向上が期待されます。

- 逗子海岸との海のアクセスルートの確保による市内の回遊性の向上

  逗子海岸（渚マリーナ桟橋）と小坪漁港を結ぶ海のアクセスルートの確保により、市内の回遊性向上に寄与することが期待されます。

図 6-3 市内の観光回遊イメージ

- 周辺の渋滞や駐車場不足の緩和

  車以外のアクセスルートが追加されることにより、周辺の渋滞や駐車場不足の緩和が期待されます。

(4) 事業実施にあたっての調整事項等

国が進める船舶の安全基準強化を受けて、漁師タクシーに取り組む漁業者は、2026 年（令和８年）までに以下の対応が必要となります。

- 乗船履歴証明書の作成

  沿海区域（本州から 20 海里（約 37km）以内の水域）を含む海域において、一定の条件を満たす乗船履歴[3]が 1 年以上であることの証明書の作成（漁船での従事実績も可）

- 安全設備の導入

  法定無線設備（業務用無線または衛星電話）、非常用位置等発信装置等の導入

- 移行講習の受講（2024 年（令和６年）3 月 31 日までに特定操縦免許を取得した者のみ）

[3] 総トン数 200 トン未満の船舶において、船長又は航海士または甲板部員として乗り込んだ履歴

6-3.　販売支援事業

(1) 事業の概要

１）　事業の内容

漁業協同組合等が、漁業者による水産物の販売を支援して、水産物やその加工品の売上の向上を図ります。具体的には、漁業者が漁港内のオープンスペース等で直売を行ったり、直売イベントを実施したりするなど、多様な販路・販売方法で水産品等を販売できるようになることを想定します。

なお、現在、販売場所や加工場所を持ってない漁業者も取り組むことができるように、必要に応じて共用の販売場所や加工・貯蔵設備を整備することを想定します。

図 6-4　直売イベントの様子

出所）逗子市観光協会

２）　実施主体

小坪漁業協同組合

３）　実施体制

小坪漁業協同組合が、漁業者による販売を支援することを想定します。

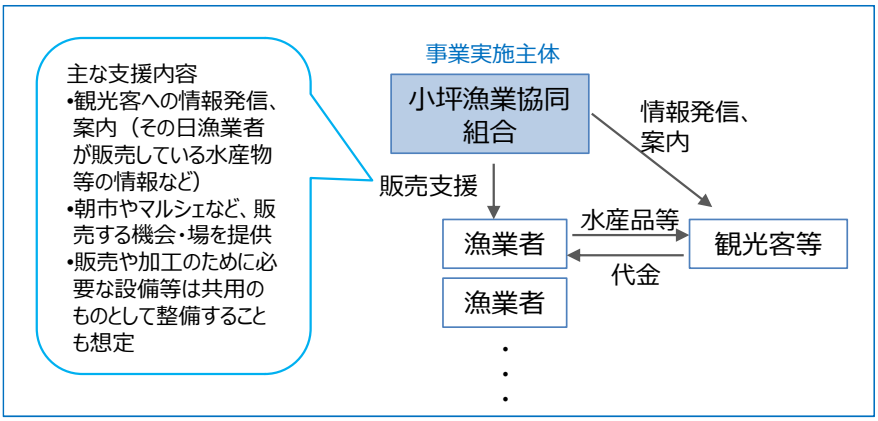

４）　実施時期

小坪漁港では、これまでにも、漁港での直売イベント（船上市場やワカメ収穫祭）等を開催しており、今後も引き続き、こうした取組を継続してさらなる認知拡大を図ります。

さらに、センター施設やエントランスゾーンの整備後には、センター施設での観光客向けの案内・情報発信機能の充実や、エントランスゾーンでの各種販売イベントの実施を想定します。

５） ターゲット及び提供するコンテンツ

小坪漁港周辺や周辺観光地（逗子海岸、鎌倉、江の島等）を訪れる観光客や、地域住民等を主要ターゲットとして、以下の取組を想定します。

＜販売支援の取組例＞

- 観光客等に向けた、漁業者が当日販売している水産物等の情報発信
- 朝市やマルシェ等の、定期的な販売イベントの実施
- 海鮮バーベキュー等の、水産物をその場で食べられる場の創出

＜想定する事業収支＞

ここでは販売行為のみに焦点を当てることから、便宜上、漁業者が自身から水産品を仕入れ、それを販売するものとします。

区分		金額	市内からの調達率	算定にあたっての諸条件
収入		約 1,200 万円/年	－	・2023 年度（令和５年度）の漁業者アンケート調査に基づく目標額
支出	水産品の仕入れ	約 470 万円/年	100%	逗子市における水産業の粗利益率（付加価値額÷生産額） ＝0.98 億円÷1.61 億円　（地域経済循環分析用データ（2020 年データ）に基づく） ≒61% 水産品の仕入れ額＝売上高×（１－粗利益率） ＝1,200 万円×（１－61%）≒470 万円
粗利益		約 730 万円/年		

６） 実施場所、活用する地域資源等

観光客等へ向けた案内・情報発信機能の拠点として、センター施設を活用します。

また、販売イベントの実施場所や、観光客等が飲食や休憩をできる場所として、エントランスゾーンの広場を活用します。

(2) 事業の目標

本事業では、以下の目標を想定します。

指標	目標値	備考
漁業者の売上高	2035 年度までに漁業者全員で年間 1,200 万円以上	2023 年度（令和５年度）の漁業者アンケート調査に基づく目標額 （販売事業に取り組んでみたいと答えた漁業者数：８人）

(3) 事業の効果

1） 事業実施による経済効果

事業の概要で想定した事業収支に基づいた場合、地域内には、以下の効果が見込まれます。

- 取組を行う漁業者の所得向上

  本事業による粗利益は約 730 万円/年であり、この粗利益は、販売を行う漁業者の所得となります。

  本事業に 8 名の漁業者で取り組んだ場合、一人当たり約 91 万円/年の所得が見込まれます。

- 逗子市全体への生産誘発額

  本事業実施のため直接的・間接的に、市内産業の生産が誘発されます。

  この生産誘発額として、約 803 万円/年の効果が見込まれます。

- 逗子市全体への雇用者所得向上額

  本事業実施のため直接的・間接的に市内産業の生産が誘発された結果、それら産業に従事する雇用者の所得が向上します。

  この雇用者所得向上額として、約 183 万円/年の効果が見込まれます。

※上記生産誘発額及び雇用者所得向上額は、環境省の地域産業連関表（2020 年試行版）を用いた、海業の経済波及効果分析ツール（株式会社価値総合研究所作成）により算出。

2） その他の効果

- 漁業者と消費者の交流機会拡大

  漁業者自らが販売に携わることにより、観光客や地域住民等と漁業者の交流機会を拡大することが期待されます。

- 小坪産の水産品の認知拡大

  漁業者が販売する水産品の魅力等を発信することにより、小坪産の水産品の認知拡大につながることが期待されます。

- 市内の観光消費の拡大

  水産品の直売等が観光コンテンツとして集客力を持つことにより、観光客数の増加や滞留時間の増加を促し、市内全体の観光消費が拡大することが期待されます。

6-4.　釣り場管理事業

(1) 事業の概要

１）事業の内容

漁業協同組合が、釣りができるエリア・時間帯等も含めてルール化（予約許可制）することにより、トラブルを防止しつつ、釣りを楽しめる場を提供します。（現状、小坪漁港内は釣り禁止）

また、釣り客が車で来訪することを考慮して、釣り場と併せて駐車場の予約もできる仕組みを想定します。

事業実施にあたっては、例えばアプリを通して釣り場と駐車場の予約・利用ができるサービスを活用するなどして、運用面の負担を極力軽減しつつ、新たな収益源として釣り場・駐車場の利用料を得ることを想定します。

２）実施主体

小坪漁業協同組合

３）実施体制

必要に応じて、釣り予約・利用管理アプリ等、民間事業者のサービス等を活用することを想定します。

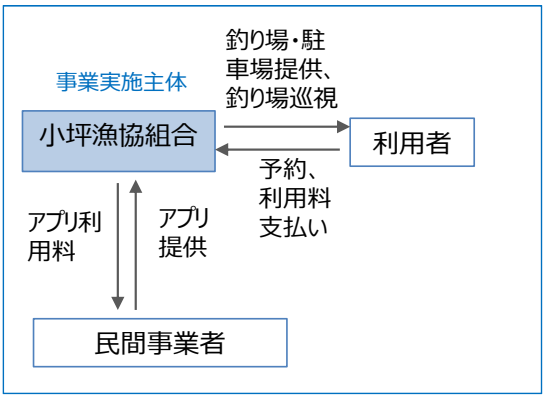

４）実施時期

既存の漁港施設を活用するものであり、早期の実施を想定しますが、漁業に支障のない範囲で漁港を活用するため、各漁業者との調整を行ったうえでの実施となります。

５）ターゲット及び提供するコンテンツ

小坪漁港周辺を訪れる観光客等を主要ターゲットとして、以下の取組を想定します。

＜提供するサービス・商品例＞

- 釣り場の利用許可
- 釣り客用駐車場の利用許可
- 初心者向けの釣りのレクチャー
- 釣り具等の貸出

＜想定する利用者数、料金＞

区分	年間利用者数	料金	年間売上高
釣り場利用	約 2,500 人/年	900 円/人・日	約 225 万円/年
釣り客用駐車場利用	約 2,000 台/年	1000 円/台・日	約 200 万円/年
合計			約 425 万円/年

※以下の条件により算出

・商圏人口：約 212 万人（小坪漁港を中心とした 20km 商圏における 15～79 歳人口）

・釣りへの参加率（年に 1 回以上釣りを行う割合）：5.2%（2024 年レジャー白書に基づく）

・小坪漁港への来訪率：2.2%（2024 年度（令和６年度）に実施したアンケートにおいて、小坪漁港での「漁業体験や釣り等」に「とても興味がある」と回答し、かつ「釣りやマリンレジャーで訪れたい」と回答した人の割合）

・小坪漁港への車での来訪率：1.9%（2024 年度（令和６年度）に実施したアンケートにおいて、小坪漁港での「漁業体験、釣り等」に「とても関心がある」と回答し、かつ「釣りやマリンレジャーで訪れたい」と回答し、かつ訪れる場合の主な交通手段で「マイカー」と回答した人の割合）

・年間来訪回数：年 1 回小坪漁港に来訪すると仮定

・釣り場利用者数=約 212 万人×5.2%×2.2%×1 回≒のべ 2,500 人/年

・釣り客用駐車場利用台数=約 212 万人×5.2%×1.9%×1 回≒のべ 2,000 台/年

＜想定する事業収支＞

区分		金額	市内からの調達率	算定にあたっての諸条件
収入		約 425 万円/年	–	・上記年間売上高合計
支出	釣り場巡視等を行うスタッフの人件費	約 153 万円/年	100%	・1 日 4 時間従事 ・年間 330 日従事 ・単価は神奈川県最低賃金の 1162 円
	釣り場予約・管理アプリ等の利用料	約 128 万円/年	0%	・年間売上高の 3 割程度と仮定
粗利益		約 144 万円/年		

６） 実施場所、活用する地域資源等

利用受付や案内等の場所は、センター施設を活用します。

釣り場は、北防波堤内側や、物揚場を想定します。（ただし、各漁業者と調整のうえ、漁業に支障のない場所・時間帯とすることを前提とします）

7） （参考）釣り場管理アプリの例 ～「海釣り GO」～

- 静岡県西伊豆町の田子漁港等では、(株)ウミゴーが提供する釣り場管理アプリ「海釣り GO」を活用。
- 釣り客は、このアプリを通して、海釣り券（利用許可）の購入と、駐車場の予約が可能。
- 釣りは、指定されたエリア内でのみ可能。（釣り場のエリアは、現地の案内看板やアプリで示されている）
- 当日の利用受付はなく、管理者が適宜漁港内を巡回し、釣り客の海釣り券を確認するかたちで利用管理を実施。

出所）海釣り GO ウェブサイト

(2) 事業の目標

本事業では、以下の利用者数を目標とします。

指標	目標値
釣り場の年間利用者数	2035 年度までに年間 2,500 人以上

(3) 事業の効果

1） 事業実施による経済効果

事業の概要で想定した事業収支に基づいた場合、地域内には、以下の効果が見込まれます。

- 利用料を得ることによる、漁業協同組合等の収入増加

  本事業による粗利益は約 144 万円/年であり、この粗利益は、実施主体（漁業協同組合等を想定）の所得となります。

- 逗子市全体への生産誘発額

  本事業実施のため直接的・間接的に、市内産業の生産が誘発されます。

  この生産誘発額として、約 327 万円/年の効果が見込まれます。

- 逗子市全体への雇用者所得向上額

  本事業実施のため直接的・間接的に市内産業の生産が誘発された結果、それら産業に従事する雇用者の所得が向上します。

  この雇用者所得向上額として、約 75 万円/年の効果が見込まれます。

※上記生産誘発額及び雇用者所得向上額は、環境省の地域産業連関表（2020 年試行版）を用いた、海業の経済波及効果分析ツール（株式会社価値総合研究所作成）により算出。

２） その他の効果

- 観光客等の増加や滞在時間の増加に伴う、周辺での消費増進

  釣り場の利用者が、小坪漁港周辺の飲食店や商店等を利用することにより、これら店舗の売上向上が期待されます。

- 漁港内での釣りに関する管理・利用の適正化

  釣りができるエリア・時間帯等をルール化することにより、トラブルを防止しつつ、釣りを楽しめるようになることが期待されます。

(4) 事業実施にあたっての調整事項等

- 漁業に支障がない場所・時間帯での事業実施の検討、及び漁業者との調整
- 釣り場の安全対策の検討（柵の設置等）

6-5.　漁港活性化の取組による効果（抜粋再掲）

6-1～6-4 の取組を実施することにより、以下の効果が期待されます。

	事業実施による経済効果			その他の効果
	事業の粗利益額	市内産業の生産誘発額	市内産業の雇用者所得向上額	
漁業体験・環境学習事業	約 181 万円/年	約 257 万円/年	約 59 万円/年	・漁港周辺での消費増進 ・漁業や海洋環境への関心醸成
漁師タクシー事業	約 205 万円/年	約 369 万円/年	約 84 万円/年	・漁港周辺での消費増進 ・逗子海岸等との海のアクセスルートの確保 ・周辺の渋滞や駐車場不足の緩和
販売支援事業	約 730 万円/年	約 803 万円/年	約 183 万円/年	・漁業者と消費者の交流機会拡大 ・小坪産の水産品の認知拡大 ・市内の観光消費の拡大
釣り場管理事業	約 144 万円/年	約 327 万円/年	約 75 万円/年	・漁港周辺での消費増進 ・漁港内での釣りに関する管理・利用の適正化
合計	約 1,260 万円/年	約1,756 万円/年	約 401 万円/年	

7. 機能増進に向けた空間整備のスケジュール

小坪漁港の機能増進に向けては、以下の空間整備のスケジュールを想定します。

ただし、漁業者をはじめとする関係者との調整や、漁港外への駐車場移転先の確保等の状況によって、整備時期等が変更となる可能性があります。

エリア	整備内容	2025 年	2026 年	2027 年	2028 年	2029 年	2030 年～
西側エリア	拠点エリア STEP1 ・駐車場（現センター裏空地）及びオープンスペース整備等	関係者調整	設計・整備	供用（STEP4 開始前まで）	※現時点での想定であり、時期等が変更となる可能性があります		
	拠点エリア STEP2 ・センター施設移転等	関係者調整 活性化計画作成、交付金申請	設計・整備		供用		
	拠点エリア STEP3 ・駐車場拡大（オープンスペースの駐車場化）				関係者調整 供用（STEP4 開始前まで）		
	拠点エリア STEP4 ・漁港内の駐車場用地を民間事業用地に転換（民間事業者への市有地貸付）	漁港外への駐車場移転先確保 民間事業者の参入条件の調査・検討					供用（民間事業者への貸付）
船揚場エリア	漁具倉庫整備	関係者調整 浜活プラン作成、交付金申請 地盤調査等			設計・整備	供用	
水域エリア	【本計画の関連事業】 南防波堤の延伸			設計・整備	供用		

※整備内容は、「5-4 空間整備計画」参照

8. 事業手法・収支計画

8-1. 事業手法

(1) 事業主体

駐車場整備、センター施設整備、漁具倉庫の整備は、漁港管理者である逗子市が事業主体となり、国の補助金・交付金や、漁港内の市有財産の貸付による収入等を活用して整備を行います。

(2) 活用を想定する交付金

漁具倉庫やセンター施設の整備に当たっては、趣旨・目的が合致する交付金等を活用することとし、以下の交付金活用を想定します（2025 年（令和７年）時点における想定）。

なお、整備にあたっては、漁業上の利用調整、権利調整を含む必要な協議・調整を行い、適切な合意形成を前提とします。

１） 漁具倉庫整備において活用を想定する交付金

事業名	浜の活力再生・成長促進交付金のうち、「水産業強化支援事業」
対象	経営改善目標に係る作業保管施設（水産物の出荷前の一次処理、漁具等の保管施設）
交付率	１／２以内
条件等	「浜の活力再生プラン」における取組内容に当該施設の整備が位置付けられていることが必要

２） センター施設整備において活用を想定する交付金

事業名	農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型）
対象	地域資源活用総合交流促進施設のうち、都市農山漁村総合交流促進施設（地域の総合案内機能、地域特産物・文化財等の展示機能等の多様な機能を併せ持つ総合交流施設及びこれらの附帯施設の整備）
交付率	１／２
条件等	「農山漁村の活性化のための定住等および地域間交流の促進に関する法律」に基づく活性化計画の作成

(3) 事業収支計画

1） 収入の項目及び金額

本事業における収入は、漁港内の市有地の貸付料を想定します。

市有地の貸付料については貸付を行う面積に応じて金額が変動します。

以下に、現時点での想定に基づいた、各ステップにおける貸付料（市の収入額）の概算額を示します。

STEP	貸付先	貸付エリア（赤枠内）	貸付面積	貸付単価	貸付料（市の収入額）
現在	小坪漁業協同組合		約2,350㎡	約3,500円/㎡・年	約823万円/年
STEP1			約3,070㎡	約3,500円/㎡・年	約1,075万円/年
STEP2			約3,250㎡	約3,500円/㎡・年	約1,138万円/年
STEP3			約3,580㎡	約3,500円/㎡・年	約1,253万円/年
STEP4	民間事業者	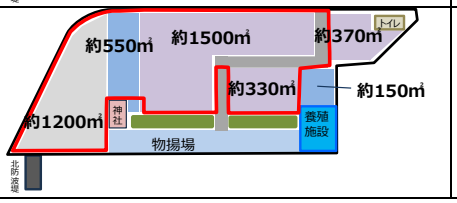	約3,580㎡	約3,500円/㎡・年	約1,253万円/年

※各ステップの整備内容は、「5-4 空間整備計画」参照

※面積は、図上での簡易計測による概算値

※貸付単価は、2024 年度（令和６年度）の小坪漁業協同組合への貸付料を基に設定（貸付料は年度により変動するが、便宜的に一定の金額としている）

※STEP4 においては、車路等の確保により貸付面積が減少する可能性あり

２） 支出の項目及び金額

本事業における支出は、整備費（センター裏の空地における駐車場の整備費、センター施設の整備費、漁具倉庫の整備費）と、建物の維持費（センター施設の維持費、漁具倉庫の維持費）を想定します。

以下に、現時点での想定に基づいた、整備費の概算額を示します。

＜整備費＞

No	項目	整備単価	整備面積	整備費（支出額）	備考
①	センター裏空地の駐車場整備費	10,820 円/㎡	約 1,200 ㎡	約 1,298 万円	整備単価は「令和７年度新営予算単価」に基づく。（種別：一般地）
②	センター施設の整備費	398,840 円/㎡	約 335 ㎡	約１億 3,361 万円	整備単価は「令和７年度新営予算単価」に基づく。（構造：鉄筋コンクリート造、階数：２階、建物種別：庁舎） 建築工事費、電気設備工事費、機械設備工事費を含む。 地業、外構、測量・地質調査等は含まない。
				[交付金を活用した場合の支出額] 約 6,681 万円	農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型）の活用 （交付率：1/2）
③	漁具倉庫の整備費	162,540 円/㎡	約 840 ㎡	約１億 3,653 万円	整備単価は「令和７年度新営予算単価」に基づく。（構造：木造、階数：１階、建物種別：倉庫） 建築工事費、電気設備工事費、機械設備工事費を含む。 地業、外構、測量・地質調査等は含まない。
				[交付金を活用した場合の支出額] 約 6,827 万円	浜の活力再生・成長促進交付金のうち、「水産業強化支援事業」の活用 （交付率：1/2 以内）
	①～③の整備費合計			約２億 8,313 万円	
				[交付金を活用した場合の支出額] 約１億 4,806 万円	

※面積は、図上での簡易計測による概算値

また、以下に、現時点での想定に基づいた、センター施設及び漁具倉庫の維持費の概算額を示します。

＜維持費（センター施設）＞

項目	区分		整備単価	整備面積	整備費（支出額）	備考
センター施設維持費	管理費		－	－	約 177 万円/年	令和６年度のセンター施設管理委託料に基づく
	修繕費	整備後 1～9 年目	1,069 円/㎡・年	335 ㎡	約 36 万円/年	整備単価は「国家機関の建築物等の保全の現況（令和７年３月）」に基づく。（合同庁舎・一般事務庁舎の修繕費の平均値
		整備後 10～19 年目	1,411 円/㎡・年	335 ㎡	約 47 万円/年	
		整備後 20～29 年目	2,051 円/㎡・年	335 ㎡	約 69 万円/年	
合計	整備後 1～9 年目				約 213 万円/年	
	整備後 10～19 年目				約 224 万円/年	
	整備後 20～29 年目				約 246 万円/年	

※面積は、現時点での想定に基づいた概算値

＜維持費（漁具倉庫）＞

項目	区分		整備単価	整備面積	整備費（支出額）	備考
漁具倉庫維持費	修繕費	整備後 1～9 年目	1069 円/㎡・年	840 ㎡	約 90 万円/年	整備単価は「国家機関の建築物等の保全の現況（令和７年３月）」に基づく。（合同庁舎・一般事務庁舎の修繕費の平均値
		整備後 10～19 年目	1411 円/㎡・年	840 ㎡	約 119 万円/年	
		整備後 20～29 年目	2051 円/㎡・年	840 ㎡	約 172 万円/年	

※面積は、現時点での想定に基づいた概算値

※漁具倉庫の管理は、利用者自身が行うことを想定

３） 今後の収支見込み

「7 機能増進に向けた空間整備のスケジュール」で示した事業スケジュールに基づいて空間整備を進めた場合、センター施設や漁具倉庫等の整備によって、一時的に累積収支はマイナスとなりますが、概ね 2047 年頃にはプラスに転じる見込みです。

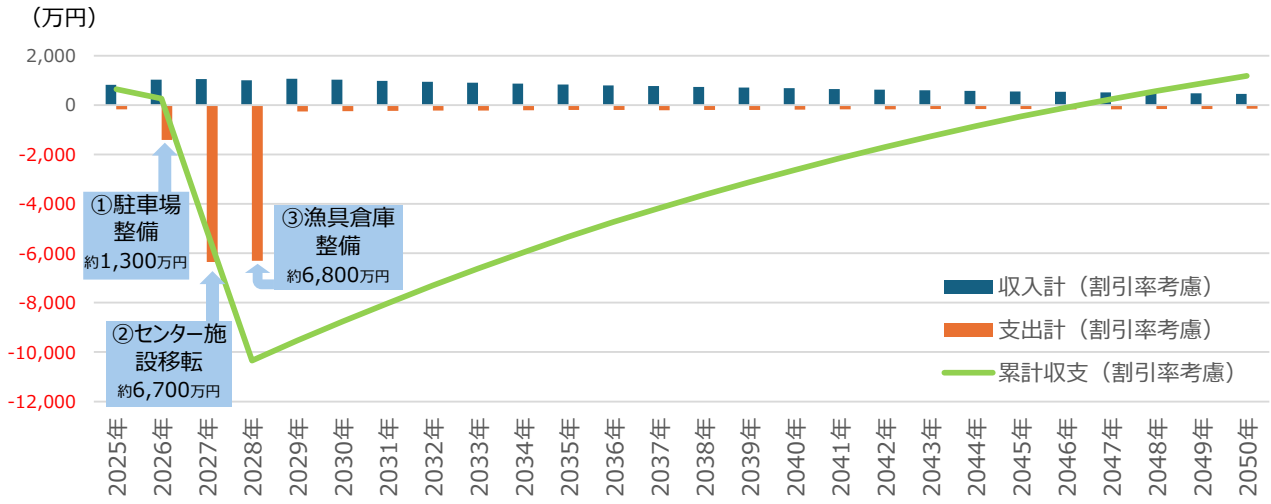

※グラフ中の①～③は P58 の支出項目に対応

※割引率は、国土交通省の「公共事業評価の費用便益分析（共通編）に関する技術指針」に示される、社会的割引率（4%）を適用

8-2. 民間事業者による賑わい創出施設整備

拠点エリアにおける民間事業者の参入時は、市有地を民間事業者に貸付け、民間事業者による整備を想定します。

なお、民間事業者の参入にあたっては、物揚場通路の確保、既存の商業・サービス施設との共存や環境・景観の維持・保全など、漁業利用や地域住民との調整・配慮を事業者選定の条件とすることが考えられます。

具体的な条件や、民間への貸付対象用地の範囲・規模等については、計画対象区域周辺を含めた関連施設の配置や用地確保、観光集客の状況等を見ながら検討・設定します。

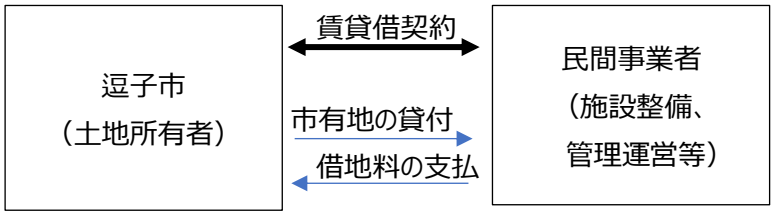

8-3.　施設の管理運営方法

(1) 漁業振興センター施設

漁業振興センター施設は、市が建設・保有し、漁業組合が管理・運営することを想定します。

また、研修室等の貸出や、貸出に伴う利用料金収受を想定するため、指定管理者制度に則ることを想定します。

(2) 駐車場

駐車場は、市が整備・保有して漁業組合に貸し付け、漁業組合が管理・運営することを想定します。

なお、駐車場利用料の一部は漁業組合の収入となることを想定します。

(3) 漁具倉庫

漁具倉庫は、市が建設・保有し、漁業組合が管理・運営し、各漁業者が利用するスペースを個別に貸し出すことを想定します。

また、各漁業者への貸出や、貸出に伴う利用料金収受を想定するため、指定管理者制度に則ることを想定します。

9. 策定経過

本計画は、以下の経過のもと策定しました。

時期	内容
2021 年度（令和３年度）～	**漁業体験イベント等の試行的な取組を開始** ・主な取組：漁業体験イベント、船上直売会（船上市場）、遊漁船クルーズ、漁師タクシー（2023 年（令和５年）～）
2021 年度（令和３年度） ～2022 年度（令和４年度）	**小坪漁港海面利用事業者意見交換会の実施** ・小坪漁港を取り巻く現状や課題、将来に向けた展望などを共有することを目的に、小坪漁港を利用している事業者と市で計 11 回の意見交換会を実施
2023 年（令和５年） 3 月	**小坪漁港活用・活性化に向けた方向性のとりまとめ** ・小坪漁港海面利用事業者意見交換会において、漁港全体の活用・活性化の方向性及び海域・陸域の 3 つのゾーンごとの活用・活性化に向けた方向性を整理
2023 年（令和５年） 3 月	**水産庁の海業振興モデル地区に選定** ・海業振興モデル地区に選定され、主に「渚泊・体験・観光関係」、「飲食・販売・加工関係」の取組項目において、調査、関係者協議、計画策定に係る支援を受ける
2023 年度（令和５年度）	**小坪漁港の海業振興に関する検討準備会の実施** ・水産庁の「海業振興モデル地区」に選定されたことを受け、水産庁の支援のもと、意見交換会で示された方向性や、地域の漁業をとりまく状況を踏まえつつ、海業の方針や、海業の５つの取組を検討・整理
2024 年（令和６年） 3 月	**小坪漁港海業振興計画（骨子）の策定** ・漁業プラスアルファの事業に取り組み、漁業者の所得向上を図る、「漁師が主役」の海業振興の方針を立てるとともに、具体的な取組案を掲載
2024 年（令和６年）10 月	**第１回小坪漁港の海業振興に関する検討会** ・小坪漁港における海業振興に向けて、整備すべき施設や所得向上に資する取組内容等、「小坪漁港機能増進基本計画」の策定に向けた検討を実施 ・第１回検討会では、これまでの検討等の経緯を参加メンバーと共有
2024 年（令和６年）11 月	**第２回小坪漁港の海業振興に関する検討会** ・第２回検討会では、今後の空間整備の方向性を検討
2025 年（令和７年） 3 月	**第３回小坪漁港の海業振興に関する検討会** ・第３回検討会では、今後の空間整備の内容や進め方等を検討
2025 年（令和７年） 5 月	**第４回小坪漁港の海業振興に関する検討会** ・第４回検討会では、これまでの検討を踏まえて作成した「小坪漁港漁港機能増進基本計画案」の内容を確認
2025 年（令和７年）7 月	**パブリックコメント及び市民説明会の実施**

小坪漁港機能増進基本計画（案）

令和７年５月

逗子市